```
OOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOO
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             0
    美濃加茂市議
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
      1回定例会議案
Ø
                             Ø
Ø
                             0
Ø
                             Ø
Ø
                             0
Ø
                             0
Ø
                             0
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
   平成29年2月28日
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             Ø
Ø
                             0
OOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOO
```

議案	番号	議 案 名	ページ
承第	1号	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度美濃	
		加茂市一般会計補正予算(第7号))	1
承第	2号	専決処分の承認を求めることについて(美濃加茂市非常勤	
		の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改	
		正する条例について)	2 3
議第	1号	美濃加茂市職員団体の登録に関する条例について	2 5
議第	2号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する	
		条例について	2 7
議第	3 号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す	
		る条例について	2 9
議第	4号	美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の	
		一部を改正する条例について	3 4
議第	5号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関す	
		る条例の一部を改正する条例について	3 6
議第	6号	美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について	3 8
議第	7号	美濃加茂市立図書館設置条例の一部を改正する条例につい	
		て	5 9
議第	8号	美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例等	
		の一部を改正する条例について	6 1
議第	9号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例につい	
		て	6 8
議第1	0号	平成28年度美濃加茂市一般会計補正予算(第8号)	7 6
議第1	1号	平成28年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算(第2	
		号)	1 0 4
議第1	2号	平成28年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第3号)	1 1 4
議第1	3号	平成28年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算(第	
		2号)	1 2 4

議第14号	平成29年度美濃加茂市一般会計予算	1 3 4
議第15号	平成29年度美濃加茂市国民健康保険会計予算	1 3 5
議第16号	平成29年度美濃加茂市介護保険会計予算	1 3 6
議第17号	平成29年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算	1 3 7
議第18号	平成29年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定	
	審査会会計予算	1 3 8
議第19号	平成29年度美濃加茂市古井財産区会計予算	1 3 9
議第20号	平成29年度美濃加茂市山之上財産区会計予算	1 4 0
議第21号	平成29年度美濃加茂市水道事業会計予算	1 4 1
議第22号	平成29年度美濃加茂市下水道事業会計予算	1 4 3
議第23号	市道路線の廃止について	1 4 5
議第24号	市道路線の認定について	1 5 3
議第25号	可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について	161
議第26号	可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議	
	について	162
議第27号	可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協	
	議について	163
議第28号	電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について	165
諮第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	168

承第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、平成28年12月21日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

平成28年度美濃加茂市一般会計補正予算(第7号)

平成28年度美濃加茂市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,917千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,771,022千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 寄附金		800, 139	4,010	804, 149
	1 寄附金	800, 139	4,010	804, 149
19 繰越金		1, 761, 193	23, 907	1, 785, 100
	1 繰越金	1, 761, 193	23, 907	1, 785, 100
歳入	合 計	21, 743, 105	27, 917	21, 771, 022

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		167, 012	757	167, 769
	1 議会費	167, 012	757	167, 769
2 総務費		3, 910, 631	23, 959	3, 934, 590
	1 総務管理費	3, 419, 458	1,010	3, 420, 468
	4 選 挙 費	40, 569	22, 949	63, 518
3 民生費		6, 994, 520	3, 201	6, 997, 721
	1 社会福祉費	3, 722, 322	3, 201	3, 725, 523
歳出	合 計	21, 743, 105	27, 917	21, 771, 022

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 寄附金	800, 139	4, 010	804, 149
19 繰越金	1, 761, 193	23, 907	1, 785, 100
歩 7 A ≥1.	91 749 105	97 017	91 771 000
歳入合計	21, 743, 105	27, 917	21, 771, 022

(歳 出)

歉	補正前の額	補正額	ā†
1 発 公 典	167, 012	757	167.760
1 議会費	*****		167, 769
2 総務費	3, 910, 631	23, 959	3, 934, 590
3 民生費	6, 994, 520	3, 201	6, 997, 721
歳出合計	21, 743, 105	27, 917	21, 771, 022

(単位:千円)

	補 正	額 の 財	源内訳	
特		財	源	一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	AX XI IAK
				757
			1,000	22, 959
			3, 010	191
:				
			4, 010	23, 907

2 歳 入

(款) 17 寄附金 (項) 1 寄附金

j"			款 項 目	補正前の額	補正額	計
17		•	寄 附 金	800, 139	4, 010	804, 149
	1		寄 附 金	800, 139	4, 010	804, 149
		2	総務費寄附金	1	1,000	1,001
		3	民生費寄附金	. 1	3,010	3, 011
	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A					

(単位:千円)

節		説	明
区分	金 額	р Д	71

1 総務管理費 寄附金	1,000	1 総務管理費寄附金	
2 社会福祉費 寄附金	3, 010	1 社会福祉費寄附金	
	:		!
:			
and the state of t			
VADA PERIOD PARAMETERS AND PARAMETER			
			;

(款) 19 繰越金 (項) 1 繰越金

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
19			繰 越 金	1, 761, 193	23, 907	1, 785, 100
	1		繰越金	1, 761, 193	23, 907	1, 785, 100
T S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	1	1	繰 越 金			

(単位:千円)

節		説	明
区分	金額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	71
1繰越金	23, 907	1 前年度繰越金	

3 歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費

		切/	1 残云复	独工社会	L-11-		der.	140	補正額の	財源内訳
		款	項目	補正前の額	補	正	額	計	特定財源	一般財源
1			議 会 費	167, 012			757	167, 769		757
	1		議会費	167, 012			757	167, 769		757
		1	議会費	167, 012			757	167, 769		757
1										
i				į į						
				novement to						
	;									

(単位:千円)

		Ť		.	1 .	 明		備	考	
区	分	金	額					217		
<u> </u>			······································							
1 報	酬		757	議員報酬			議員費			757
1 FIX	田川		731	政员和国	*		成貝貝			191
										Ì
										İ
						:				
						:				

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

		4:4	ræ 0	建工业 企炼	tt -		補正額の	財源内訳
		款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
2			総務費	3, 910, 631	23, 959	3, 934, 590	1,000	22, 959
	1		総務管理費	3, 419, 458	1,010	3, 420, 468	1,000	10
		6	企 画 費	1, 094, 389	1, 010	1, 095, 399	寄附金 1,000	10
	4		選挙費	40, 569	22, 949	63, 518		22, 949
		5	市長選挙費	0	10, 367	10, 367		10, 367
		6	市議会議員補欠選挙費	0	12, 582	12, 582		12, 582

	————— 節	av. no	(単位:十円)
区分	金 額	説 明	備 考
15 工事請負費	1,010	あい愛バス停留所等整備	バス路線対策事業 1,010
1報 酬	230	投票管理者等報酬	市長選挙費 6,715 人件費 3,035 嘱託職員給 617
3 職員手当等	3,035	時間外勤務手当	嘱託職員給 617
7賃 金	617	臨時職員賃金	
11 需 用 費	1, 285	消耗品費1,060燃料費25印刷製本費200	
12 役 務 費	1, 541	郵便料1,423期日前投票所データ通信料8選挙用機器点検料105筆耕料5	
13 委 託 料	2, 033	選举関係業務	
14 使用料及び 賃借料	284	車両借上料 75 期日前投票所資材等借上料 53 パソコン及び周辺機器使用料 146 コピー機使用料 10	
18 備品購入費	155	投票所用土足シート 75 投票記載台 80	
19 負担金、補 助及び交付 金	1, 187	選挙公営費	
1報 酬	247	投票管理者等報酬	市議会議員補欠選挙費 8,805 人件費 3,160 嘱託職員給 617
3 職員手当等	3, 160	時間外勤務手当	嘱託職員給 617
7賃 金	617	臨時職員賃金	
11 需 用 費	1, 385	消耗品費1,060燃料費25印刷製本費300	
12 役 務 費	1,541	郵便料 1,423 期日前投票所データ通信料 8 選挙用機器点検料 105 筆耕料 5	

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

	掛	TB 口	対で並の短			#5	= L	補正額の	財源内訳
	水	項目	補正前の額	補	Œ	徦	計	特定財源	一般財源
						·			
		;							
1									

							•		
		nine nine nine nine nine nine nine nine							
		medd felwaren and a second a second and a second a second and a second a second and							
	<u>"</u>]							

(単位:千円)

Â	ĥ	34	0.5		/ :11:	考
区分	金 額	説	明		備	√5
13 委 託 料	2, 225	選挙関係業務				
14 使用料及び 賃借料	284	車両借上料 期日前投票所資材 パソコン及び周辺 コピー機使用料	才等借上料 2機器借上料	75 53 146 10		
18 備品購入費	155	投票所用土足シー 投票記載台	- ト	75 80		
19 負担金、神の	2, 968	選挙公営費				

(款) 3 民 生 費 (項) 1 社会福祉費

		款	項目	補正前の額	補	正	发百	計	補正額の	財源内訳
		邓人	块 日	作品に削りが	竹田	正	額	Tā	特定財源	一般財源
3			民生費	6, 994, 520		3	, 201	6, 997, 721	3, 010	191
	1		社会福祉費	3, 722, 322		3	, 201	3, 725, 523	3, 010	191
		1	社会福祉総 務費	682, 799			191	682, 990	寄附金 100	91
		4.	障がい者福 祉費	32, 484		3	, 010	35, 494	寄附金 2,910	100
		•								
:		A significant to the design of the significant states of the significa								

(単位:千円)

	節	· 説 明	備	考
区分	金 額	17G 973	I/HI	つ
18 備品購入費	7 191	介助用ベッド等	市民福祉事務費	191
18 備品購入費	2, 995	ひまわりの家利用者送迎用車両	障がい者支援事務費	3, 010
27 公 課 費	15	自動車重量税		
				:
	·			
		,		
				:

1 特別職

1 7	守別職				給	与	費					
	区分	職員数	報酬	給料	期末手当 (千円)	地域 手当	寒冷地手当	その他の手当	計	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			(千円)	(千円)	年間支給率 (月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)			
	長等	0		19,140	8,231			5,742	33,113	4,316	37,429	
		2			(4.3)							
補正	議員	16	95,513						95,513	26,763	122,276	
後	その他の 特別職	1,368	47,604						47,604		47,604	
	計	1,386	143,117	19,140	8,231			5,742	176,230	31,079	207,309	
	長等	2		19,140	8,231			5,742	33,113	4,316	37,429	
		۷			(4.3)							
補正	議員	15	94,756						94,756	26,763	121,519	
前	その他の特別職	1,246	47,127						47,127		47,127	
] 	1,263	141,883	19,140	8,231			5,742	174,996	31,079	206,075	
	長等											
比較	議員	1	757						757		757	
較	その他の特別職	122	477						477		477	
	計	123	1,234						1,234		1,234	

給与費明細書

2 一般職 (1)総括

区	職員数		*	合与費		共済費	合計	
分	(人)	報酬 (千円)	給料 職員手当 計 (千円) (千円) (千円)		(千円)	(千円)	備考	
補正後	310		1,115,539	808,640	1,924,179	398,356	2,322,535	
後	(5)							
補正前	310		1,115,539	802,445	1,917,984	398,356	2,316,340	
前	(5)		1,110,000	002,110	1,011,001	000,000	2,616,610	
比較	(0)			6,195	6,195		6,195	

()内は短時間勤務職員数を計上

	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	任手当	
職員手当	補正後	29,224	34,531	10,179			78,168			172,678	1,034	179,178		
当の内訳	補正前	29,224	34,531	10,179	14,456	30	71,973	29,053	259,437	172,678	1,034	179,178	672	
	比較						6,195							

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明		備考
分職員手当	6,195	別内訳(千円 その他の 増減分)	時間外手当	6,195	

承第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成29年1月24日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前					
別表(第2	別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)					
区分	根拠となる報酬の額		用弁		区分	根拠となる		費用弁		
	法律、条例等	償				法律、条例等	È	償		
(略)	T				(略)	,				
固定資産評	(略)				固定資産評	(略)				
価審査委員					価審査委員					
会委員					会委員					
審理員	行政不服審時間額	1								
	查法(平成20,00	0円								
	6年法律第									

68号)	
スポーツ推(略)	スポーツ推 (略)
進委員	進委員
(略)	(略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議第1号

美濃加茂市職員団体の登録に関する条例について

美濃加茂市職員団体の登録に関する条例を下記のとおり制定する。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市職員団体の登録に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請)

- 第2条 職員団体が可茂広域公平委員会(以下「公平委員会」という。)に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる事項を記載した正副2 通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。
 - (1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名 (職員でない者にあっては、その職業)
 - (2) 全ての事務所の所在地
 - (3) 連合体である職員団体にあっては、その構成団体の名称
- 2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第 53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果 を証明する書類
 - (2) 法第53条第4項の規定に従って組織されていることを証明する書類 (登録の通知)
- 第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に登録をした旨又はしない旨を、申請をした職員団体に通知しなければならない。

(規約等の変更又は解散の届出)

第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請 書の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、その事由を生じた日か

- ら10日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。
- 2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副 2通の届出書を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。
- 4 前条の規定は、規約又は第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届 出の場合に準用する。

(登録の効力停止及び取消しの通知)

第5条 公平委員会は、法第53条第6項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、可茂 広域公平委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第2号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成29年2月28日

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例(平成23年美濃加茂市条例第2号)の 一部を次のように改正する。

					_						
改正後						改正前					
別表(第1条-第4条関係)						別表(第1条-第4条関係)					
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関						
附属機	所掌事項	委員の構成	委員の	委員の		附属機	所掌事項	委員の構成	委員の	委員の	
関名			定数	任期		関名			定数	任期	
(略)						(略)					
美濃加	(略)					美濃加	(略)				
茂市行						茂市行					
政改革						政改革					
市民会						市民会					
議						議					
美濃加	指定管理者	学識経験を	5人以	3年		美濃加	指定管理者	学識経験を	3人	3年	
茂市指	の評価及び	有する者	<u>内</u>			茂市指	の評価に関	有する者			
定管理	指定管理者					定管理	すること。				
者評価	制度の運用					者評価					
委員会	等に関する					委員会					
	こと。										
美濃加	(略)					美濃加	(略)				

茂市特	茂市特
別職報	別職報
酬等審	酬等審
議会	議会
(略)	(略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議第3号

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり 制定する。

平成29年2月28日

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例(平成4年美濃加茂市条例第1号)の 一部を次のように改正する

一部を次のように改正する。	
改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定
める職員は、次に掲げる職員とする。	める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 地方公務員法(昭和25年法律第26	(1) <u>育児休業法第6条第1項</u> の規定により
1号)第26条の6第7項又は育児休業法	任期を定めて採用された職員
第6条第1項の規定により任期を定めて	
採用された職員	
(2) (略)	(2) (略)
(3) 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用	
等に関する条例(平成26年美濃加茂市条	
例第2号)第4条第3項の規定により任期	
を定めて採用された短時間勤務職員	
_(育児休業法第2条第1項の条例で定める	
者)_	
第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例	

で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養

育里親である職員(児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事 院規則で定める期間を基準として条例で定 める期間)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に 規定する条例で定める特別の事情は、次に掲 げる事情とする。
 - (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該 育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる 場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - <u>イ</u>養子縁組等により職員と別居するこ ととなった場合
 - (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定による請求に

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事 院規則で定める期間を基準として条例で定 める期間)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に 規定する条例で定める特別の事情は、次に掲 げる事情とする。
 - (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、若しくは出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) (略)

(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の 支給)

- 第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下 「給与条例」という。)第20条第1項に規 定するそれぞれの基準日に育児休業をして いる職員のうち、基準日以前6月以内の期間 において勤務した期間(市の規則で定めるこ れに相当する期間を含む。)がある職員には、 当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 給与条例第21条第1項に規定するそれ ぞれの基準日に育児休業をしている職員の うち、基準日以前6月以内の期間において勤 務した期間がある職員には、当該基準日に係 る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例

(2) (略)

(3) (略)

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(5) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の 支給)

- 第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下 「給与条例」という。)第20条第1項に規 定するそれぞれの基準日に育児休業をして いる職員のうち、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間において勤務した期間(市の規則で定める これに相当する期間を含む。)がある職員に は、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 給与条例第21条第1項に規定するそれ ぞれの基準日に育児休業をしている職員の うち、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間において 勤務した期間がある職員には、当該基準日に 係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例

で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法第26条の6第7項又は 育児休業法第6条第1項の規定により任 期を定めて採用された職員

(2) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起 算して1年を経過しない場合に育児短時間 勤務をすることができる特別の事情)

- 第11条 育児休業法第10条第1項ただし 書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる 事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条 第1項に規定する育児短時間勤務をいう。 以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該 育児短時間勤務の承認が効力を失った後、 当該産前の休業又は出産に係る子が第3 条第1号ア又はイに掲げる場合に該当す ることとなったこと。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第 14条第1号に掲げる事由に該当したこ とにより当該育児短時間勤務の承認が取 り消された後、同号に規定する承認に係る 子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合 に該当することとなったこと。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当

で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) <u>育児休業法第6条第1項</u>の規定により 任期を定めて採用された職員

(2) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第11条 育児休業法第10条第1項ただし 書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる 事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に規定する事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと

該育児短時間勤務をした職員が、当該育児 短時間勤務の承認の請求の際育児短時間 勤務により当該子を養育するための計画 について育児休業等計画書により任命権 者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の 請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の 延長の請求は、市の規則で定める育児短時間 勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始 めようとする日又はその期間の末日の翌日 の1月前までに行うものとする。

(部分休業の承認)

- 第19条 部分休業<u>(育児休業法第19条第1</u> 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。) の承認は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定</u> する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 2 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第 67条の規定による育児時間 (以下「育児時間」という。) 又は勤務時間条例第16条の 2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(当該育児短時間勤務をした職員が、当該 育児短時間勤務の承認の請求の際育児短 時間勤務により当該子を養育するための 計画について育児休業等計画書により任 命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) (略)

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の 請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の 延長の請求は、市の規則で定める育児短時間 勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始 めようとする日又はその期間の末日の翌日 の1箇月前までに行うものとする。

(部分休業の承認)

- 第19条 部分休業の承認は、正規の勤務時間 の始め又は終わりにおいて、30分を単位と して行うものとする。
- 2 <u>勤務時間条例第14条</u>の規定による育児 時間<u>を承認されている職員</u>に対する部分休 業の承認については、1日につき2時間から 当該育児時間を減じた時間を超えない範囲 内で行うものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議第4号

美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正 する条例について

美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を 下記のとおり制定する。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年美濃加茂市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公平委員会の報告)	
第4条 可茂広域公平委員会は、毎年7月末ま	
でに市長に対し、次に掲げる前年度の業務の	
<u>状況を報告しなければならない。</u>	
(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	
(2) 不利益処分に関する審査請求の状況	
(公表の時期)	(公表の時期)
第5条 市長は、第2条及び前条の規定による	<u>第4条</u> 市長は、 <u>第2条</u> の規定による報告を受
報告を受けたときは、毎年8月末までに、 <u>第</u>	けたときは、毎年8月末までに、 <u>同条の規定</u>
2条の規定による報告の概要及び前条の規	による報告を取りまとめ、その概要を公表し
定による報告を公表しなければならない。	なければならない。
(公表の方法)	(公表の方法)
<u>第6条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第7条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議第5号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成29年2月28日

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年美 濃加茂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前			
別表(第2	条、第5条関	係)			別表(第2	条、第5条関	(係)	
区分	根拠となる 法律、条例等	報酬の額	費用弁償		区分	根拠となる 法律、条例等	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	費用弁償
(略) 子ども会育 成指導委員					(略) 子ども会育 成指導委員	(略)		
業に伴う医		(略) 時間額 <u>2,</u> 700円	美茂員費す例定一のの濃市のにるにす般職旅関条規る職員費		保健衛生事 医 解 な	全法(昭和33年法律第66号)	(略) 時間額 <u>2,</u> 600円	美茂員費す例定一のの濃市のにるにす般職旅関条規る職員費

校医手	VZ.	二相当	校医手			に相当
当(医	j	-る額	当(医			する額
師·歯科			師•歯科			
医師)			医師)			
3 0 0	年額 15		3 0 0		年額 15	
人以下の	8,000円		人以下の		<u>7,000</u> 円	
小中学校			小中学校			
3 0 1	(略)		3 0 1		(略)	
人以上5			人以上5			
00人以			00人以			
下の小中			下の小中			
学校			学校			
5 0 1	(略)		5 0 1		(略)	
人以上の			人以上の			
小中学校			小中学校			
校医手当	(略)		校医手当		(略)	
(薬剤師)			(薬剤師)			
校医手当	(略)		校医手当		(略)	
(眼科医)			(眼科医)			
環境美化推	(略)		環境美化推	(略)		
進員			進員			
(略)			(略)			

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第6号

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成29年2月28日

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例

(美濃加茂市税条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市税条例(昭和29年美濃加茂市条例第19号)の一部を次のように改正する。

(市民税の申告)

第28条の2 第16条第1項第1号の者は、 3月15日までに、施行規則第5号の4様式 (別表) による申告書を市長に提出しなけれ ばならない。ただし、法第317条の6第1 項又は第4項の規定によって給与支払報告書 又は公的年金等支払報告書を提出する義務が ある者から1月1日現在において給与又は公 的年金等の支払を受けている者で、前年中に おいて給与所得以外の所得又は公的年金等に 係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公 的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ た者で社会保険料控除額(令第48条の9の 7に規定するものを除く。)、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控 除額若しくは法第314条の2第5項に規定 する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑 損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 (市民税の申告)

第28条の2 第16条第1項第1号の者は、 3月15日までに、施行規則第5号の4様式 (別表) による申告書を市長に提出しなけれ ばならない。ただし、法第317条の6第1 項又は第4項の規定によって給与支払報告書 又は公的年金等支払報告書を提出する義務が ある者から1月1日現在において給与又は公 的年金等の支払を受けている者で、前年中に おいて給与所得以外の所得又は公的年金等に 係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公 的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ た者で社会保険料控除額(令第48条の9の 7に規定するものを除く。)、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控 除額若しくは法第314条の2第5項に規定 する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑 損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第

313条第8項に規定する純損失の金額の控 除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除若しくは第26条の8第1 項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利 活動促進法第2条第3項に規定する認定特定 非営利活動法人及び同条第4項に規定する特 例認定特定非営利活動法人に対するものを除 く。第6項において同じ。)に係る部分を除 く。)及び第2項の規定によつて控除すべき 金額(以下この条において「寄附金税額控除 額」という。) の控除を受けようとするもの を除く。以下この条において「給与所得等以 外の所得を有しなかつた者」という。)及び 第17条第2項に規定する者(施行規則第2 条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を 除く。)については、この限りでない。

 $2 \sim 7$ (略)

附則

第3条の3の2 平成22年度から平成43年 |第3条の3の2 平成22年度から平成41年 度までの各年度分の個人の市民税に限り、所 得割の納税義務者が前年分の所得税につき租 税特別措置法第41条又は第41条の2の2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成1 1年から平成18年まで又は平成21年から 平成33年までの各年である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適用を受けな いときは、法附則第5条の4の2第6項(同 条第9項の規定により読み替えて適用される 場合を含む。) に規定するところにより控除 すべき額を、当該納税義務者の第26条の4 及び第26条の7の規定を適用した場合の所 得割の額から控除する。

2 · 3 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する三 |第13条 法附則第30条第1項に規定する三 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初

313条第8項に規定する純損失の金額の控 除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除若しくは第26条の8の規 定によって控除すべき金額(以下この条にお いて「寄附金税額控除額」という。) の控除 を受けようとするものを除く。以下この条に おいて「給与所得等以外の所得を有しなかつ た者」という。)及び第17条第2項に規定 する者(施行規則第2条の2第1項の表の上 欄の(2)に掲げる者を除く。) については、こ の限りでない。

 $2 \sim 7$ (略)

附則

度までの各年度分の個人の市民税に限り、所 得割の納税義務者が前年分の所得税につき租 税特別措置法第41条又は第41条の2の2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成1 1年から平成18年まで又は平成21年から 平成31年までの各年である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適用を受けな いときは、法附則第5条の4の2第6項(同 条第9項の規定により読み替えて適用される 場合を含む。) に規定するところにより控除 すべき額を、当該納税義務者の第26条の4 及び第26条の7の規定を適用した場合の所 得割の額から控除する。

2 • 3 (省略)

(軽自動車税の税率の特例)

輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初 めて道路運送車両法第60条第1項後段の規 めて道路運送車両法第60条第1項後段の規

定による車両番号の指定(以下この条におい て「初回車両番号指定」という。) を受けた 月から起算して14年を経過した月の属する 年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66 条の規定の適用については、当分の間、次の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

第2号イ	3,	9	0	О	円	4	,	6	0	0	円
	6,	9	0	О	円	8	,	2	О	О	円
	1 (Ο,	8	О	0円	1	2	,	9	О	0円
	3,	8	0	О	円	4	,	5	О	О	円
	5,	0	0	О	円	6	,	О	О	0	円

掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条 の規定の適用については、当該軽自動車が平 成28年4月1日から平成29年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は、平成29年度分の軽自動車税に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

第2号イ	3,	900円	1,	000円
	6,	900円	1,	800円
	10,	800円	2,	700円
	3,	800円	1,	000円
	5,	000円	1,	300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に 掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃 機関の燃料として用いるものに限る。次項に おいて同じ。) に対する第66条の規定の適 用については、当該軽自動車が平成28年4 月1日から平成29年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には、平成2 9年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄

定による車両番号の指定(以下この条におい て「初回車両番号指定」という。) を受けた 月から起算して14年を経過した月の属する 年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66 条の規定の適用については、当分の間、次の 表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

第66条第	3,	9 0	0円	4,	600円
2 号イ	6,	9 0	0円	8,	200円
	10,	8 0	0円	12,	900円
	3,	8 0	0円	4,	500円
	5,	0 0	0円	6,	000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に|2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に 規定する三輪以上の軽自動車に対する第66 条の規定の適用については、当該軽自動車が 平成28年4月1日から平成29年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には、平成29年度分の軽自動車税に限り、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第66条第	3,	900円	1,	000円
<u>2 号イ</u>	6,	900円	1,	800円
	10,	800円	2,	700円
	3,	800円	1,	000円
	5,	000円	1,	300円

規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内 燃機関の燃料として用いるものに限る。次項 において同じ。) に対する第66条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成28年 4月1日から平成29年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左 に掲げる<u>同条の</u>規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1, 900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に 掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適 用を受けるものを除く。)に対する第66条 の規定の適用については、当該軽自動車が平 成28年4月1日から平成29年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は、平成29年度分の軽自動車税に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

	-	
第2号イ	3,900円 3,000	円
	6,900円 5,200	円
	10,800円8,100	円
	3,800円 2,900	円
	5,000円 3,800	円

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条	3,	9	О	0円	2,	000円
第 2 号イ	6,	9	О	0円	3,	500円
	1 0	,	8	00円	5,	400円
	3,	8	О	0円	1,	900円
	5,	0	0	0円	2,	500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に 規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の 適用を受けるものを除く。)に対する第66 条の規定の適用については、当該軽自動車が 平成28年4月1日から平成29年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には、平成29年度分の軽自動車税に限り、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第66条	3,900円	3,000円
第2号イ	6,900円	5,200円
	10,800円	8, 100円
	3,800円	2, 900円
	5,000円	3,800円

第2条 美濃加茂市税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(納税証明事項)

第11条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。

(納税証明事項)

第11条の3 地方税法施行規則(昭和29 年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項 は道路運送車両法(昭和26年法律第18 5号)第59条第1項に規定する検査対象 軽自動車又は2輪の小型自動車について天 災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車</u> 税を滞納している場合においてその旨とす (納期限後に納付し、又は納入する税金又 は納入金に係る延滞金)

第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第 30条、第32条の4、第32条の4の2 若しくは第32条の4の5(第34条の7 の2において準用する場合を含む。以下こ の条において同じ。)、第32条の5の4 第1項(第32条の5の5第3項において 準用する場合を含む。以下この条において 同じ。)、第32条の6第1項(法第32 1条の8第22項及び第23項の申告書に 係る部分を除く。)、第34条の7、第4 8条、第65条の6第1項、第67条第2 項、第80条第1項若しくは第2項、第8 4条第2項、第87条、第126条第1項 又は第138条第3項に規定する納期限後 にその税金を納付し、又は納入金を納入す る場合においては、当該税額又は納入金額 にその納期限(納期限の延長のあつたとき は、その延長された納期限とする。以下第 1号、第2号及び第5号において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の 日数に応じ、年14.6パーセント(次の 各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号か ら第4号までに掲げる期間並びに第5号及 び第6号に定める日までの期間について は、年7. 3パーセント)の割合を乗じて 計算した金額に相当する延滞金額を加算し て納付書によつて納付し、又は納入書によ つて納入しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第65条の6第1項の申告書、第80 条第1項若しくは第2項の申告書又は第 126条第1項の申告書に係る税額(第 4号に掲げる税額を除く。) 当該税額

る。

(納期限後に納付し、又は納入する税金又 は納入金に係る延滞金)

- 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第 30条、第32条の4、第32条の4の2 若しくは第32条の4の5(第34条の7 の2において準用する場合を含む。以下こ の条において同じ。)、第32条の5の4 第1項(第32条の5の5第3項において 準用する場合を含む。以下この条において 同じ。)、第32条の6第1項(法第32 1条の8第22項及び第23項の申告書に 係る部分を除く。)、第34条の7、第4 8条、第67条第2項、第80条第1項若 しくは第2項、第84条第2項、第87条、 第126条第1項又は第138条第3項に 規定する納期限後にその税金を納付し、又 は納入金を納入する場合においては、当該 税額又は納入金額にその納期限(納期限の 延長のあつたときは、その延長された納期 限とする。以下第1号、第2号及び第5号 において同じ。) の翌日から納付又は納入 の日までの期間の日数に応じ、年14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分 に応じ、第1号から第4号までに掲げる期 間並びに第5号及び第6号に定める日まで の期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延 滞金額を加算して納付書によつて納付し、 又は納入書によつて納入しなければならな V10
 - (1) (略)
 - (2) <u>第80条第1項</u>若しくは第2項の申告 書又は第126条第1項の申告書に係る 税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当 該税額に係る納期限の翌日から1月を経

に係る納期限の翌日から1月を経過する 日までの期間

(3) 第65条の6第1項の申告書、第80 条第1項若しくは第2項の申告書又は第 126条第1項の申告書でその提出期限 後に提出したものに係る税額 当該提出 した日までの期間又はその日の翌日から 1月を経過する日までの期間

(4) \sim (6) 略

(法人税割の税率)

第26条の5 法人税割の税率は、<u>100分</u> <u>の8.4</u>とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

- 第64条軽自動車税は、三輪以上の軽自動車の取得車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。
- 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取 得者には、法第443条第2項に規定する 者を含まないものとする。
- 3 軽自動車等の所有者が<u>法第445条第1</u> 項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自動車等</u>については、これを課さない。

過する日までの期間

(3) <u>第80条第1項</u>若しくは第2項の申告 書又は第126条第1項の申告書でその 提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の 翌日から1月を経過する日までの期間

(4) \sim (6) 略

(法人税割の税率)

第26条の5 法人税割の税率は、<u>100分</u> の12.1とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

- 第64条 軽自動車税は、原動機付自転車、 軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型 自動車(以下軽自動車税について「軽自動 車等」という。)に対し、その所有者に課 する。
- 2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が<u>法第443条第1</u> 項の規定によつて、軽自動車税を課することができない者である場合<u>においては</u>、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>もの</u>については、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対 する軽自動車税の非課税の範囲)

第64条の2 日本赤十字社が所有する軽自 動車等のうち、直接その本来の事業に用に供 するもので救急用のものに対しては、軽自動 車税を課さない。 (軽自動車税のみなす課税)

- 第65条 軽自動車等の売買契約において売 主が当該軽自動車等の所有権を留保してい る場合には、軽自動車税の賦課徴収について は、買主を前条第1項に規定する三輪以上の 軽自動車の取得者(以下この節において「三 輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税 を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係 る軽自動車等について、買主の変更があつた ときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽 自動車の取得者又は軽自動車等の所有者と みなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者 等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上 の軽自動車又はその販売のためその他運行 (道路運送車両法第2条第5項に規定する 運行をいう。次項において同じ。)以外の目 的に供するため取得した三輪以上の軽自動 車について、当該販売業者等が、法第444 条第3項に規定する車両番号の指定を受け た場合(当該車両番号の指定前に第1項の規 定の適用を受ける売買契約の締結が行われ た場合を除く。)には、当該販売業者等を三 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境 性能割を課する。
- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対 する軽自動車税の非課税の範囲) (軽自動車税の課税免除)

第65条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

第65条の2 日本赤十字社が所有する軽自 動車等のうち、直接その本来の事業に用に 供するもので、救急用のものに対しては、 軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第65条の3 環境性能割の課税標準は、三 輸以上の軽自動車の取得のために通常要す る価額として施行規則第15条の10に定 めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第65条の4 次の各号に掲げる三輪以上の 軽自動車に対して課する環境性能割の税率 は、当該各号に定める率とする。
 - (1) <u>法第451条第1項</u>(同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の1
 - (2)法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
 - (3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u>

(環境性能割の徴収の方法)

第65条の5環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

- 第65条の6 環境性能割の納税義務者は、 法第454条第1項各号に掲げる三輪以上 の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定め る時又は日までに、施行規則第33号の4 様式による申告書を市長に提出するととも に、その申告に係る環境性能割額を納付し なければならない。
- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能 割の納税義務者を除く。)は、法第454 条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める時又は日までに、施行規則第3 3号の4様式による報告書を市長に提出し なければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過 料)

- 第65条の7 環境性能割の納税義務者が前 条の規定により申告し、又は報告すべき事 項について正当な事由がなくて申告又は報 告をしなかつた場合には、その者に対し、 10万円以下の過料を科する。
- 2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が</u> 定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

- 第65条の8 市長は、公益のため直接専用 する三輪以上の軽自動車又は第72条第1 項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のも のに限る。)のうち必要と認めるものに対 しては、環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

- 第66条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は</u>、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

- (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)

 年額 3,600円
- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(軽自動車税の税率)

- 第66条 <u>軽自動車税の税率は、次の各号に</u> <u>掲げる軽自動車等に対し</u>、1台について、 それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

 2輪のもの(側車付のものを含む。)

 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(a) 乗用のもの

<u>営業用 年額 6,900円</u> <u>自家用 年額 10,800円</u>

(b) 貨物用のもの

<u>営業用 年額 3,800円</u> 自家用 年額 5,000円

- 口 小型特殊自動車
 - (ア) 農耕作業用のもの 年額 2, 400円
 - (イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

- 第67条 <u>種別割</u>の賦課期日は4月1日とする。
- 2 <u>種別割</u>の納期は5月10日から同月31 日までとする。
- 3 (略)

(種別割の徴収の方法)

第67条の2 <u>種別割</u>は普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第69条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなけれ

4輪以上のもの

乗用のもの

 営業用
 年額
 6,900円

 自家用
 年額
 10,800円

貨物用のもの

<u>営業用 年額 3,800円</u> 自家用 年額 5,000円

口 小型特殊自動車

<u>農耕作業用のもの 年額 2,400</u> 円

その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

- 第67条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は4月1日 とする。
- 軽自動車税の納期は5月10日から同月 31日までとする。
- 3 (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第67条の2 <u>軽自動車税</u>は普通徴収の方法 によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第69条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽 自動車等の所有者又は使用者(<u>本節</u>におい て「軽自動車等の所有者等」という。)は、 軽自動車等の所有者等となつた日から15 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車 の所有者又は使用者にあつては、施行規則 第33号の4様式による申告書、原動機付 自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使 用者にあつては、施行規則第33号の5様 式による申告書並びにその者の住所を証明 すべき書類を市長に提出しなければならな ばならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者 は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日 から30日以内に、軽自動車及び二輪の小 型自動車の所有者又は使用者にあつては、 施行規則第33号の4の2様式による申告 書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動 車の所有者又は使用者にあつては、施行規 則第34号様式による申告書を市長に提出 しなければならない。
- 4 第65条第1項に規定する軽自動車等の 売主は、市長から当該軽自動車等の買主の 住所又は居所が不明であることを理由とし て請求があつた場合には、当該請求があつ た日から15日以内に、次の各号に掲げる 事項を記載した報告書を市長に提出しなけ ればならない。

(1)~(5) (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第70条 軽自動車等の所有者等又は<u>第65</u> 条第1項に規定する軽自動車等の売主が前 条の規定によつて申告し、又は報告すべき V10

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者 は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日 から30日以内に、軽自動車及び二輪の小 型自動車の所有者又は使用者にあつては、 施行規則第33号の4様式による申告書並 びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の 所有者又は使用者にあつては、施行規則第 34号様式による申告書を市長に提出しな ければならない。
- 4 <u>第64条第2項</u>に規定する軽自動車等の 売主は、市長から当該軽自動車等の買主の 住所又は居所が不明であることを理由とし て請求があつた場合には、当該請求があつ た日から15日以内に、次の各号に掲げる 事項を記載した報告書を市長に提出しなけ ればならない。

(1)~(5) (略)

(<u>軽自動車税にかかる</u>不申告等に関する過料)

第70条 軽自動車等の所有者等又は<u>第64</u> 条第2項に規定する軽自動車等の売主が前 条の規定によつて申告し、又は報告すべき 事項について正当な事由がなくて申告又は 報告をしなかつた場合においては、その者 に対し、10万円以下の過料に処する。

2及び3 (略)

(種別割の減免)

- 第71条 市長は公益のため直接専用する軽 自動車等<u>のうち必要と認めるもの</u>に対して は、種別割を減免する。
- 2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受け ようとする者は納期限までに、当該軽自動 車等について減免を受けようとする税額及 び次の各号に掲げる事項を記載した申請書 に減免を必要とする事由を証明する書類を 添付してこれを市長に提出しなければなら ない。

(1)~(8) (略)

3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

- 第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等<u>のうち必要と認めるもの</u>に対しては、 種別割を減免する。
 - (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。) が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。) で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)

事項について正当な事由がなくて申告又は 報告をしなかつた場合においては、その者 に対し、10万円以下の過料に処する。

2及び3 (略)

(軽自動車税の減免)

- 第71条 市長は公益のため直接専用する<u>も</u> のと認める軽自動車等に対しては、<u>軽自動</u> 車税を減免することができる。
- 2 前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を 受けようとする者は納期限までに、当該軽 自動車等について減免を受けようとする税 額及び次の各号に掲げる事項を記載した申 請書に減免を必要とする事由を証明する書 類を添付してこれを市長に提出しなければ ならない。

(1)~(8) (略)

3 第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免 を受けた者は、その事由が消滅した場合に おいては、直ちにその旨を市長に申告しな ければならない。

(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減 免)

- 第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する<u>こ</u>とができる。
 - (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。) が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。) で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)

のために当該身体障害者等と生計を一に する者又は当該身体障害者等(身体障害 者等のみで構成される世帯の者に限る。) のために当該身体障害者等(身体障害者 等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護する者が運転するもの(1台 に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免 を受けようとする者は、納期限までに、市 長に対して、身体障害者福祉法(昭和24 年法律第283号) 第15条の規定により 交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別 援護法(昭和38年法律第168号)第4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受け ている者で身体障害者手帳の交付を受けて いないものにあつては、戦傷病者手帳とす る。以下この項において「身体障害者手帳」 という。)、県から交付された療育手帳(以 下この項において「療育手帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律(昭和25年法律第123号)第45 条の規定により交付された精神障害者保健 福祉手帳(以下この項において「精神障害 者保健福祉手帳」という。)及び道路交通 法(昭和35年法律第105号)第92条 の規定により交付された身体障害者又は身 体障害者等と生計を一にする者若しくは身 体障害者等(身体障害者等のみで構成され る世帯の者に限る。) を常時介護する者の 運転免許証(以下この項において「運転免 許証」という。)を提示するとともに、次 の各号に掲げる事項を記載した申請書に減 免を必要とする理由を証明する書類を添付 して、提出しなければならない。

のために当該身体障害者等と生計を一に する者又は当該身体障害者等(身体障害 者等のみで構成される世帯の者に限る。) のために当該身体障害者等(身体障害者 等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護する者が運転するもの<u>のう</u> ち、市長が必要と認めるもの(1台に限 る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の 減免を受けようとする者は、納期限までに、 市長に対して、身体障害者福祉法(昭和2 4年法律第283号) 第15条の規定によ り交付された身体障害者手帳(戦傷病者特 別援護法(昭和38年法律第168号)第 4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受 けている者で身体障害者手帳の交付を受け ていないものにあつては、戦傷病者手帳と する。以下本項において「身体障害者手帳」 という。)、県から交付された療育手帳(以 下本項において「療育手帳」という。)又 は精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律(昭和25年法律第123号)第45条 の規定により交付された精神障害者保健福 祉手帳(以下本項において「精神障害者保 健福祉手帳」という。) 及び道路交通法(昭 和35年法律第105号) 第92条の規定 により交付された身体障害者又は身体障害 者等と生計を一にする者若しくは身体障害 者等(身体障害者等のみで構成される世帯 の者に限る。) を常時介護する者の運転免 許証(以下本項において「運転免許証」と いう。)を提示するとともに、次の各号に 掲げる事項を記載した申請書に減免を必要 とする理由を証明する書類を添付して、提 出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

- 3 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>前条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について 準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第73条 (略)

2 法第445条若しくは第65条の2又は 第64条第3項ただし書の規定によつて種 別割を課することのできない原動機付自転 車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者 は、その主たる定置場が市内に所在するこ ととなったときは、その事由が発生した日 から15日以内に、市長に対し、規則で定 める様式による申請書を提出し、かつ、当 該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提 示をして、その車体に取り付けるべき標識 の交付を受けなければならない。種別割を 課されるべき原動機付自転車又は小型特殊 自動車が法第445条若しくは第65条の 2又は第64条第3項ただし書の規定によ つて種別割を課されないこととなつたとき における当該原動機付自転車又は小型特殊 自動車の所有者又は使用者についても、ま た、同様とする。

 $3 \sim 6$ (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付

(1)~(6) (略)

- 3 第1項第2号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>第71条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第73条 (略)

2 法第443条若しくは第64条の2又は 第64条第3項ただし書の規定によつて軽 自動車税を課することのできない原動機付 自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使 用者は、その主たる定置場が市内に所在す ることとなつたときは、その事由が発生し た目から15日以内に、市長に対し、規則 で定める様式による申請書を提出し、かつ、 当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の 提示をして、その車体に取り付けるべき標 識の交付を受けなければならない。軽自動 車税を課されるべき原動機付自転車又は小 型特殊自動車が法第443条若しくは第6 4条の2又は第64条第3項ただし書の規 定によつて軽自動車税を課されないことと なつたときにおける当該原動機付自転車又 は小型特殊自動車の所有者又は使用者につ いても、また、同様とする。

 $3 \sim 6$ (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付

を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 • 9 (略)

附則

(特別土地保有税の課税の停止)

第12条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の2 軽自動車税の環境性能割の賦 課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定 にかかわらず、県が、自動車税の環境性能 割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第12条の3 市長は、当分の間、第65条 の8の規定にかかわらず、県知事が自動車 税の環境性能割を減免する自動車に相当す るものとして市長が定める三輪以上の軽自 動車に対しては、軽自動車税の環境性能割 を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第12条の4 第65条の6の規定による申 告納付については、当分の間、同条中「市長」 とあるのは「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱 費の交付)

第12条の5 市は、県が軽自動車税の環境

を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 • 9 (略)

附則

(特別土地保有税の課税の停止)

第12条 (略)

性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第2 9条の16第1項に掲げる金額の合計額 を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第12条の6 営業用の三輪以上の軽自動車 に対する第65条の4の規定の適用につい ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第 65条の4(第3号に係る部分に限る。) の規定の適用については、同号中「100分 の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する 三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車 両番号の指定(以下この条において「初回 車両番号指定」という。)を受けた月から 起算して14年を経過した月の属する年度 以後の年度分の軽自動車税<u>の種別割</u>に係る 第66条の規定の適用については、当分の 間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(イ)	3,900円	4,600円
第2号イ(ウ)	6,900円	8,200円
(a)	10,800円	12,900円
第2号イ(ウ)	3,800円	4,500円

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する 三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が初めて道路運送車両法第60条第1項後 段の規定による車両番号の指定(以下この 条において「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して14年を経過した 月の属する年度以後の年度分の軽自動車税 に係る第66条の規定の適用については、 当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円

(b) 5,000円 6,000円

5,000円 6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号 に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第6 6条の規定の適用については、当該軽自動 車が平成28年4月1日から平成29年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には、平成29年度分の軽自動車 税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3, 900円	1,000円
	6, 900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1, 300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号 に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを 内燃機関の燃料として用いるものに限る。 次項において同じ。)に対する第66条の 規定の適用については、当該軽自動車が平 成28年4月1日から平成29年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には、平成29年度分の軽自動車税に限 り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5, 400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号 に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定 の適用を受けるものを除く。)に対する第 66条の規定の適用については、当該軽自 動車が平成28年4月1日から平成29年 3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には、平成29年度分の軽自動 車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
	6, 900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2, 900円
	5,000円	3,800円

(美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例(平成26年美濃加茂市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
第6条 平成27年3月31日以前に初めて	第6条 平成27年3月31日以前に初めて
道路運送車両法第60条第1項後段の規定	道路運送車両法第60条第1項後段の規定
による車両番号の指定を受けた三輪以上の	による車両番号の指定を受けた三輪以上の
軽自動車に対して課する軽自動車税の種別	軽自動車に対して課する軽自動車税に係る
割に係る美濃加茂市税条例第66条及び附	改正後の条例第66条及び改正後の条例附
則第13条の規定の適用については、次の	則第13条の規定の適用については、次の
表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中	表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に	る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字
掲げる字句とする。	句とする。
第66条第2 3,900円 3,100円	改正後の条例 3,900円 3,100円
<u> 号イ(イ)</u>	第66条第2 6,900円 5,500円
第66条第2 6,900円 5,500円	号7 10,800円 7,200円

号イ (ウ) (a)	10,800円	7,200円		3,800円	3,000円
第66条第2	3,800円	3,000円		5,000円	4,000円
号イ (ウ) (b)	5,000円	4,000円			
附則第13条		美濃加茂市税条			
第1項		例の一部を改正	改正後の条例	第66条	美濃加茂市税条
		する条例(平成	附則第13条		例の一部を改正
		26年美濃加茂	第1項の表以		する条例(平成
		市条例第21	外の部分		26年美濃加茂
		号。以下この条			市条例第21
		において「平成			号。以下この条
		26年改正条			において「平成
		例」という。)			26年改正条
		附則第6条の規			例」という。)
		定により読み替			附則第6条の規
		えて適用される			定により読み替
		第66条			えて適用される
附則第13条	第2号イ(イ)	平成26年改正			第66条
第1項の表第		条例附則第6条	改正後の条例	第66条第2	平成26年改正
2 号イ(イ)の		の規定により読	附則第13条		条例附則第6条
<u>項</u>		み替えて適用さ	第1項の表第		の規定により読
		れる第66条第	66条第2号		み替えて適用さ
		2 号イ (イ)	イの項		れる第66条第
	3, 900円	3,100円			2 号 /
附則第13条	第2号イ(ウ)	平成26年改正		3, 900円	3,100円
第1項の表第	(a)	条例附則第6条		6,900円	5,500円
2 号イ (ウ) (a)		の規定により読		10,800円	7,200円
の項		み替えて適用さ		3,800円	3,000円
		<u>れる第66条第</u>		5,000円	4,000円
		2 号イ (ウ) (a)			<u>l</u>
	6, 900円	5,500円			
	10,800円	7,200円			
附則第13条	<u> </u>	平成26年改正			
第1項の表第	(b)	条例附則第6条			
2 号イ (ウ) (b)		の規定により読			

の項		み替えて適用さ
		れる第66条第
		2 号イ (ウ) (b)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第4条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例(平成27年美濃加茂市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 1~6 (略)

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、美濃加茂市税条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第12条	第65条の6第	平成27年改正条
第3号	1 項の申告書、第	例附則第4条第6
	80条第1項若	項の納期限
	しくは第2項の	
	申告書又は第1	
	26条第1項の	
	申告書でその提	
	出期限	
(略)		

改正前

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 1~6 (略)

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、美濃加茂市税条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第12条	第80条第1項	平成27年改正
第3号	苦しくは第2項	条例附則第4条
	の申告書又は第	第6項の納期限
	126条第1項	
	の申告書でその	
	提出期限	
(略)		

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中美濃加茂市税条例の第28条の2ただし書の改正規定 特定非営利

活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)の施行の日

- (2) 第1条中美濃加茂市税条例附則第13条の改正規定 平成29年4月1日
- (3) 第2条から第4条の規定による美濃加茂市税条例の改正規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の美濃加茂市税条例(以下「改正後の条例」という。)第26条の5の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 改正後の条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1 条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して 課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分及び第3条の規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議第7号

美濃加茂市立図書館設置条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市立図書館設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成29年2月28日

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市立図書館設置条例の一部を改正する条例 美濃加茂市立図書館設置条例(昭和54年美濃加茂市条例第7号)の一部を次の

ように改正する。	
改正後	改正前
(設置)	(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118 号) 第10条の規定に基づき、美濃加茂市立 図書館(以下「図書館」という。)を設置す る。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおり とする。

名称	位置
美濃加茂市中	美濃加茂市太田町1921番地
央図書館	1
美濃加茂市東	美濃加茂市本郷町九丁目2番2
図書館	2号

(略)

(開館時間及び休館日)

第5条 図書館の開館時間及び休館日は、次の とおりとする。ただし、市長が必要と認める ときは、これを変更し、又は臨時に休館する

(設直)

第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法 律第118号) 第10条の規定に基づき、市 <u>に</u>美濃加茂市立図書館(以下「図書館」とい う。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおり とする。

名称	位置
美濃加茂市中	美濃加茂市太田町1921番地
央図書館	1
美濃加茂市東	美濃加茂市本郷町九丁目765
図書館	番地2

(略)

(開館時間及び休館日)

第5条 図書館の開館時間及び休館日は、次の とおりとする。ただし、市長が必要と認める ときは、これを変更し、又は臨時に休館する

ことができる。

名	称	開館時間	休館日
美濃力	加茂	(略)	
市中5	央図		
書館			
美濃	許可	午前10時から	金曜日(休日に当
加茂	施設	午後8時まで。	たるときは、その
市東	以外	ただし、土曜日、	日前に最も近い休
図書		日曜日及び休日	日でない日であつ
館		は、午前10時	て、年末年始及び
		から午後5時1	館内整理日を除く
		5分までとす	日)、年末年始、
		る。	館内整理日及び特
	許可	午前8時30分	別整理期間
	施設	から午後10時	
		までとする。	
美濃力	加茂	(略)	
市立国	図書		
館北部	部分		
室			

(図書館協議会)

第16条 (略)

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の 向上に資する活動を<u>行う</u>者並びに学識経験 のある者その他図書館の運営に資すると認 める者の中から、市長が委嘱する。

 $3 \sim 5$ (略)

ことができる。

名称	開館時間	休館日
美濃加茂	(略)	
市中央図		
書館		
美濃 許可	午前10時から	金曜日(休日に当
加茂 施設	午後6時まで。	たるときは、その
市東 以外	ただし、土曜日、	日前に最も近い休
図書	日曜日及び休日	日でない日であつ
館	は、午前10時	て、年末年始及び
	から午後5時1	館内整理日を除く
	5分までとす	日)、年末年始、
	る。	館内整理日及び特
許可	午前8時30分	別整理期間
施設	から午後10時	
	までとする。	
美濃加茂	(略)	
市立図書		
館北部分		
室		

(図書館協議会)

第16条 (略)

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の 向上に資する活動を<u>行なう</u>者並びに学識経 験のある者その他図書館の運営に資すると 認める者の中から、市長が委嘱する。

 $3 \sim 5$ (略)

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第8号

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例等の一部を改 正する条例について

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成29年2月28日

改正後

美濃加茂市長 藤井浩人

改正前

記

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例等の一部を改正する 条例

(美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例(平成24年美濃加茂市条例第28号)の一部を次のように改正する。

(事業の実施等)			(事業の実施等)	
後児童クラブ(以	に掲げる美濃加茂市放課 【下「放課後児童クラブ」 いて実施するものとする。	2	後児童クラブ(以	に掲げる美濃加茂市放課 下「放課後児童クラブ」 で実施するものとする。
名称	位置		名称	位置
太田小学校区放課	(略)		太田小学校区放課	(略)
後児童クラブ			後児童クラブ	
古井小学校区第1	(略)		古井小学校区放課	(略)
放課後児童クラブ			後児童クラブ	
古井小学校区第2	美濃加茂市本郷町二丁目			
放課後児童クラブ	6番74号			
山之上小学校区放	(略)		山之上小学校区放	(略)
課後児童クラブ			課後児童クラブ	
(略)			(略)	
2 • 3 (略)			2 • 3 (略)	

(保育料)

第11条 市長は、事業に係る費用のうち次の表に定める額(以下「保育料」という。)を保護者から徴収する。

(略)

2 · 3 (略)

第12条 (略)

(督促及び遅延損害金)

- 第12条の2 保育料を第11条第2項に規定する納期限(以下「納期限」という。) までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 保護者は、納期限までにその納付すべき 金額を納付しないときは、納付すべき金額 に、その納期限の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、年14.6パーセント (納期限の翌日から1月を経過する日まで の期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する遅 延損害金額を加算して納付しなければなら ない。
- 3 前項に規定する年当たりの割合は、うる う年を含む期間についても、365日当た りの割合とする。
- 4 遅延損害金の額を計算する場合において は、その計算の基礎となる納付すべき金額 に1,000円未満の端数があるとき、又 はその金額が2,000円未満であるとき は、その端数又はその全額を切り捨てる。
- 5 前項の遅延損害金の確定金額に100円 未満の端数があるとき、又はその全額が

(保育料)

第11条 市長は、事業に係る費用のうち次の表に定める額(以下「保育料」という。)を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条に基づき保護者から徴収する。

(略)

2 · 3 (略)

第12条 (略)

- 1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。
- 6 市長は、保護者が納期限までに保育料を 納付しなかったことについてやむを得ない 事由があると認められる場合においては、 第2項の遅延損害金を減額し、又は免除す ることができる。

附則

 $1 \sim 3$ (略)

(遅延損害金の割合等の特例)

4 当分の間、第12条の2第2項に規定す る遅延損害金の年14.6パーセントの割 合及び年7. 3パーセントの割合は、この 規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法(昭和3 2年法律第26号) 第93条第2項の規定 により告示された割合に年1パーセントの 割合を加算した割合をいう。以下この項に おいて同じ。)が年7.3パーセントの割 合に満たない場合には、その年(以下この 項において「特例基準割合適用年」とい う。) 中においては、年14.6パーセン トの割合にあっては当該特例基準割合適用 年における特例基準割合に年7.3パーセ ントの割合を加算した割合とし、年7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準 割合に年1パーセントの割合を加算した割 合(当該加算した割合が年7.3パーセン トの割合を超える場合には、年7.3パー セントの割合)とする。

附則

 $1 \sim 3$ (略)

(美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例(平成27年美濃加茂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業の休業日)	(事業の休業日)

第6条 一時預かりを行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。 ただし、市長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) • (2) (略)

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで の日

(督促及び遅延損害金)

第16条 (略)

- 2 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項に規定する年当たりの割合は、<u>うる</u><u>う年</u>を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。
- <u>5</u> 前項の<u>遅延損害金</u>の確定金額に100円 未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000円未満であるときは、その端数 又はその全額を切り捨てる。

第6条 一時預かりを行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。 ただし、市長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) • (2) (略)

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで の日<u>(前号に掲げる日を除く。)</u>

(督促及び延滞金の徴収)

第16条 (略)

- 2 前項の規定により督促状を発したとき は、督促手数料として1通につき100円 を徴収する。
- 3 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 4 前項に規定する年当たりの割合は、<u>閏年</u>を含む期間についても、365日当たりの 割合とする。
- 5 延滞金の額を計算する場合においては、 その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、 その端数又はその全額を切り捨てる。
- 6 前項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

6 市長は、利用者が納期限までに一時預かり保育料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

附則

(遅延損害金の割合等の特例)

3 当分の間、第16条第2項に規定する遅 延損害金の年14.6パーセントの割合及 び年7. 3パーセントの割合は、この規定 にかかわらず、各年の特例基準割合(当該 年の前年に和税特別措置法(昭和32年法 律第26号)第93条第2項の規定により 告示された割合に年1パーセントの割合を 加算した割合をいう。以下この項において 同じ。)が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年(以下この項にお いて「特例基準割合適用年」という。)中 においては、年14.6パーセントの割合 にあっては当該特例基準割合適用年におけ る特例基準割合に年7. 3パーセントの割 合を加算した割合とし、年7.3パーセン トの割合にあっては当該特例基準割合に年 1パーセントの割合を加算した割合(当該 加算した割合が年7. 3パーセントの割合 を超える場合には、年7.3パーセントの 割合)とする。

7 市長は、利用者が納期限までに一時預かり保育料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の督促手数料及び第3項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第16条第3項に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7. 3パーセントの割合は、この規定にか かわらず、各年の特例基準割合(当該年の 前年に租税特別措置法(昭和32年法律第 26号) 第93条第2項の規定により告示 された割合に年1パーセントの割合を加算 した割合をいう。以下この項において同 じ。)が年7.3パーセントの割合に満た ない場合には、その年(以下この項におい て「特例基準割合適用年」という。) 中に おいては、年14.6パーセントの割合に あっては当該特例基準割合適用年における 特例基準割合に年7. 3パーセントの割合 を加算した割合とし、年7. 3パーセント の割合にあっては当該特例基準割合に年1 パーセントの割合を加算した割合(当該加 算した割合が年7. 3パーセントの割合を 超える場合には、年7. 3パーセントの割 合)とする。

(美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例(平成28年美濃加茂市条例 第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休業日)	(休業日)
第6条 事業を実施しない日(以下「休業	第6条 事業を実施しない日(以下「休業
日」という。)は、次のとおりとする。た	日」という。)は、次のとおりとする。た

だし、市長が必要と認めたときは、休業日 を変更し、又は臨時に休業することができ る。

(1) • (2) (略)

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで の日

(督促及び遅延損害金)

第14条 (略)

2 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

- 4 第2項の遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,00円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。
- 5 市長は、利用者が納期限までに利用料を 納付しなかったことについてやむを得ない 事由があると認められる場合においては、 第2項の遅延損害金を減額し、又は免除す ることができる。

附則

(遅延損害金の割合等の特例)

3 当分の間、<u>第14条第2項</u>に規定する<u>遅</u> 延損害金の年14.6パーセントの割合及 だし、市長が必要と認めたときは、休業日 を変更し、又は臨時に休業することができ る。

(1) • (2) (略)

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで の日(前号に掲げる日を除く。)

(督促及び延滞金の徴収)

第14条 (略)

- 2 前項の規定により督促状を発したとき は、督促手数料として1通につき100円 を徴収する。
- 3 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

4 (略)

- 5 第3項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。
- 6 市長は、利用者が納期限までに利用料を 納付しなかったことについてやむを得ない 事由があると認められる場合においては、 第2項の督促手数料及び第3項の延滞金を 減額し、又は免除することができる。

附則

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、<u>第14条第3項</u>に規定する<u>延</u> 滞金の年14.6パーセントの割合及び年

び年7. 3パーセントの割合は、この規定 にかかわらず、各年の特例基準割合(当該 年の前年に租税特別措置法(昭和32年法 律第26号) 第93条第2項の規定により 告示された割合に年1パーセントの割合を 加算した割合をいう。以下この項において 同じ。)が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年(以下この項にお いて「特例基準割合適用年」という。)中 においては、年14.6パーセントの割合 にあっては当該特例基準割合適用年におけ る特例基準割合に年7. 3パーセントの割 合を加算した割合とし、年7.3パーセン トの割合にあっては当該特例基準割合に年 1パーセントの割合を加算した割合(当該 加算した割合が年7. 3パーセントの割合 を超える場合には、年7.3パーセントの 割合) とする。

7. 3パーセントの割合は、この規定にか かわらず、各年の特例基準割合(当該年の 前年に租税特別措置法(昭和32年法律第 26号) 第93条第2項の規定により告示 された割合に年1パーセントの割合を加算 した割合をいう。以下この項において同 じ。)が年7.3パーセントの割合に満た ない場合には、その年(以下この項におい て「特例基準割合適用年」という。) 中に おいては、年14.6パーセントの割合に あっては当該特例基準割合適用年における 特例基準割合に年7. 3パーセントの割合 を加算した割合とし、年7. 3パーセント の割合にあっては当該特例基準割合に年1 パーセントの割合を加算した割合(当該加 算した割合が年7. 3パーセントの割合を 超える場合には、年7. 3パーセントの割 合)とする。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第9号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成29年2月28日

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (美濃加茂市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市国民健康保険条例(平成12年美濃加茂市条例第9号)の一部 を次のように改正する。

改正後 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割 (一般被保

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に 係る賦課期日の属する年の前年の所得に係 る地方税法(昭和25年法律第226号)第 314条の2第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額(同法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得の金額、同法附則第33条の3第5項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額、 同法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年 法律第26号)第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の2第1 項、第34条の3第1項、第35条第1項、 第35条の2第1項又は第36条の規定に 該当する場合には、これらの規定の適用によ り同法第31条第1項に規定する長期譲渡

改正前

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に 係る賦課期日の属する年の前年の所得に係 る地方税法(昭和25年法律第226号)第 314条の2第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額(同法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得の金額、同法附則第33条の3第5項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額、 同法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年 法律第26号)第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の2第1 項、第34条の3第1項、第35条第1項、 第35条の2第1項又は第36条の規定に 該当する場合には、これらの規定の適用によ り同法第31条第1項に規定する長期譲渡

所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条第5項に規定す る短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第3 3条の4第1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第34条の3第 1項、第35条第1項又は第36条の規定に 該当する場合には、これらの規定の適用によ り同法第32条第1項に規定する短期譲渡 所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条の2第6項に規 定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法 附則第35条の2の6第11項若しくは第 15項又は第35条の3第11項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の4第4項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第3 5条の4の2第7項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、外国居住者等 の所得に対する相互主義による所得税等の 非課税等に関する法律(昭和37年法律第1 44号)第8条第2項(同法第12条第5項 及び第16条第2項において準用する場合 を含む。第32条第1項第1号において同 じ。) に規定する特例適用利子等の額、同法 第8条第4項(同法第12条第6項及び第1 6項第3項において準用する場合を含む。同 号において同じ。) に規定する特例適用配当 等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法 律(昭和44年法律第46号。第32条にお いて「租税条約等実施特例法」という。)第 3条の2の2第10項に規定する条約適用 利子等の額及び同条第12項に規定する条 約適用配当等の額をいう。以下この条におい て同じ。)の合計額から地方税法第314条 の2第2項の規定による控除をした後の総

所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条第5項に規定す る短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第3 3条の4第1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第34条の3第 1項、第35条第1項又は第36条の規定に 該当する場合には、これらの規定の適用によ り同法第32条第1項に規定する短期譲渡 所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条の2第6項に規 定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法 附則第35条の2の6第11項若しくは第 15項又は第35条の3第11項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の4第4項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第3 5条の4の2第7項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、租税条約等の 実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第4 6号。第32条において「租税条約等実施特 例法」という。)第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額及び同条第1 2項に規定する条約適用配当等の額をいう。 以下この条において同じ。) の合計額から地 方税法第314条の2第2項の規定による 控除をした後の総所得金額及び山林所得金 額並びに他の所得と区分して計算される所 得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所 得金額等」という。) に、第15条の所得割 の保険料率を乗じて算定する。

所得金額及び山林所得金額並びに他の所得 と区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」とい う。)に、第15条の所得割の保険料率を乗 じて算定する。

2 (略)

(保険料の減額)

- 第32条 次の各号に該当する納付義務者に 対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦 課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額 から、それぞれ、当該各号に定める額を減額 して得た額(当該減額して得た額が54万円 を超える場合には、54万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦 課期日後に保険料の納付義務が発生した 場合には、その発生した日とする。) 現在 においてその世帯に属する被保険者及び 特定同一世帯所属者につき算定した地方 税法第314条の2第1項に規定する総 所得金額(青色専従者給与額又は事業専従 者控除額については、同法第313条第3 項、第4項又は第5項の規定を適用せず、 また、所得税法(昭和40年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定 の例によらないものとし、山林所得金額並 びに他の所得と区分して計算される所得 の金額(地方税法附則第33条の2第5項 に規定する上場株式等に係る配当所得の 金額、同法附則第33条の3第5項に規定 する土地等に係る事業所得等の金額、同法 附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額、同法附則第35条第5項に規 定する短期譲渡所得の金額、同法附則第3 5条の2第6項に規定する株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2 の6第11項若しくは第15項又は第3

2 (略)

(保険料の減額)

- 第32条 次の各号に該当する納付義務者に 対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦 課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額 から、それぞれ、当該各号に定める額を減額 して得た額(当該減額して得た額が54万円 を超える場合には、54万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦 課期日後に保険料の納付義務が発生した 場合には、その発生した日とする。) 現在 においてその世帯に属する被保険者及び 特定同一世帯所属者につき算定した地方 税法第314条の2第1項に規定する総 所得金額(青色専従者給与額又は事業専従 者控除額については、同法第313条第3 項、第4項又は第5項の規定を適用せず、 また、所得税法(昭和40年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定 の例によらないものとし、山林所得金額並 びに他の所得と区分して計算される所得 の金額(地方税法附則第33条の2第5項 に規定する上場株式等に係る配当所得の 金額、同法附則第33条の3第5項に規定 する土地等に係る事業所得等の金額、同法 附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額、同法附則第35条第5項に規 定する短期譲渡所得の金額、同法附則第3 5条の2第6項に規定する株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2 の6第11項若しくは第15項又は第3

5条の3第11項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、同法附則第 35条の4第4項に規定する先物取引に 係る雑所得等の金額(同法附則第35条の 4の2第7項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額) 、外国居住者等の 所得に対する相互主義による所得税等の 非課税等に関する法律第8条第2項に規 定する特例適用利子等の額、同法第8条第 4項に規定する特例適用配当等の額、租税 条約等実施特例法第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等の額及び同 条第12項に規定する条約適用配当等の 額をいう。以下この項において同じ。)の 算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分 して計算される所得の金額の合算額が、地 方税法第314条の2第2項に掲げる金 額を超えない世帯に係る保険料の納付義 務者

イに掲げる額に当該世帯に属する被保 険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被 保険者均等割額の算定の対象とされるも のの数を乗じて得た額と口に掲げる額と を合算した額

- イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割の保険料率に10分の7を乗じ て得た額
- ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平 等割の保険料率に10分の7を乗じて 得た額

(2) • (3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イに掲げる額に当該世帯に属する被保 険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被 保険者均等割額の算定の対象とされるも のの数を乗じて得た額と口に掲げる額と を合算した額

- イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割の保険料率に10分の7を乗じ て得た額
- ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平 等割の保険料率に10分の7を乗じて 得た額

(2) • (3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第2条 美濃加茂市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に 係る賦課期日の属する年の前年の所得に係 る地方税法(昭和25年法律第226号)第 314条の2第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額(同法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第11項又は第15項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33条の3第5項に規定する土地等に係る 事業所得等の金額、同法附則第34条第4項 に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措 置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、 第35条第1項、第35条の2第1項又は第 36条の規定の適用がある場合には、これら の規定の適用により同法第31条第1項に 規定する長期譲渡所得の金額から控除する 金額を控除した金額)、地方税法附則第35 条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租 税特別措置法第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の2第1 項、第34条の3第1項、第35条第1項又 は第36条の規定の適用がある場合には、こ れらの規定の適用により同法第32条第1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除 する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35条の2第5項に規定する一般株式等に 係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の 3第15項の規定の適用がある場合には、そ の適用後の金額)、同法附則第35条の2の 2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に 係る賦課期日の属する年の前年の所得に係 る地方税法(昭和25年法律第226号)第 314条の2第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額(同法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得の金額、同法附則第33条の3第5項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額、 同法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年 法律第26号)第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の2第1 項、第34条の3第1項、第35条第1項、 第35条の2第1項又は第36条の規定に 該当する場合には、これらの規定の適用によ り同法第31条第1項に規定する長期譲渡 所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条第5項に規定す る短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第3 3条の4第1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第34条の3第 1項、第35条第1項又は第36条の規定に 該当する場合には、これらの規定の適用によ り同法第32条第1項に規定する短期譲渡 所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条の2第6項に規 定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法 附則第35条の2の6第11項若しくは第 15項又は第35条の3第11項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の4第4項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第3 5条の4の2第7項の規定の適用がある場

所得等の金額(同法附則第35条の2の6第 15項又は第35条の3第13項若しくは 第15項の規定の適用がある場合には、その 適用後の金額)、同法附則第35条の4第4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金 額(同法附則第35条の4の2第7項の規定 の適用がある場合には、その適用後の金額)、 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律(昭和4 4年法律第46号。第32条において「租税 条約等実施特例法」という。) 第3条の2の 2第10項に規定する条約適用利子等の額 及び同条第12項に規定する条約適用配当 等の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額から地方税法第314条の2第2 項の規定による控除をした後の総所得金額 及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額の合計額(以下「基 礎控除後の総所得金額等」という。) に、第 15条の所得割の保険料率を乗じて算定す る。

2 (略)

(保険料の減額)

- 第32条 次の各号に該当する納付義務者に 対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦 課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額 から、それぞれ、当該各号に定める額を減額 して得た額(当該減額して得た額が54万円 を超える場合には、54万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦 課期日後に保険料の納付義務が発生した 場合には、その発生した日とする。) 現在 においてその世帯に属する被保険者及び 特定同一世帯所属者につき算定した地方 税法第314条の2第1項に規定する総 所得金額(青色専従者給与額又は事業専従

合には、その適用後の金額)、租税条約等の 実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第4 6号。第32条において「租税条約等実施特 例法」という。)第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額及び同条第1 2項に規定する条約適用配当等の額をいう。 以下この条において同じ。)の合計額から地 方税法第314条の2第2項の規定による 控除をした後の総所得金額及び山林所得金 額並びに他の所得と区分して計算される所 得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所 得金額等」という。)に、第15条の所得割 の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(保険料の減額)

- 第32条 次の各号に該当する納付義務者に 対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦 課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額 から、それぞれ、当該各号に定める額を減額 して得た額(当該減額して得た額が54万円 を超える場合には、54万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦 課期日後に保険料の納付義務が発生した 場合には、その発生した日とする。) 現在 においてその世帯に属する被保険者及び 特定同一世帯所属者につき算定した地方 税法第314条の2第1項に規定する総 所得金額(青色専従者給与額又は事業専従

者控除額については、同法第313条第3 項、第4項又は第5項の規定を適用せず、 所得税法(昭和40年法律第33号)第5 7条第1項、第3項又は第4項の規定の例 によらないものとし、山林所得金額並びに 他の所得と区分して計算される所得の金 額(地方税法附則第33条の2第5項に規 定する上場株式等に係る配当所得等の金 額(同法附則第35条の2の6第11項又 は第15項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)、同法附則第33条の 3第5項に規定する土地等に係る事業所 得等の金額、同法附則第34条第4項に規 定する長期譲渡所得の金額、同法附則第3 5条第5項に規定する短期譲渡所得の金 額、同法附則第35条の2第5項に規定す る一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同 法附則第35条の3第15項の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の2の2第5項に規定 する上場株式に係る譲渡所得等の金額(同 法附則第35条の2の6第15項又は第 35条の3第13項若しくは第15項の 規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)、同法附則第35条の4第4項に規 定する先物取引に係る雑所得等の金額(同 法附則第35条の4の2第7項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、 租税条約等実施特例法第3条の2の2第 10項に規定する条約適用利子等の額及 び同条第12項に規定する条約適用配当 等の額をいう。以下この項において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分 して計算される所得の金額の合算額が、地 方税法第314条の2第2項に掲げる金

者控除額については、同法第313条第3 項、第4項又は第5項の規定を適用せず、 また、所得税法(昭和40年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定 の例によらないものとし、山林所得金額並 びに他の所得と区分して計算される所得 の金額(地方税法附則第33条の2第5項 に規定する上場株式等に係る配当所得の 金額、同法附則第33条の3第5項に規定 する土地等に係る事業所得等の金額、同法 附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額、同法附則第35条第5項に規 定する短期譲渡所得の金額、同法附則第3 5条の2第6項に規定する株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2 の6第11項若しくは第15項又は第3 5条の3第11項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、同法附則第 35条の4第4項に規定する先物取引に 係る雑所得等の金額(同法附則第35条の 4の2第7項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額及び同条第12項 に規定する条約適用配当等の額をいう。以 下この項において同じ。) の算定について も同様とする。以下同じ。)及び山林所得 金額並びに他の所得と区分して計算され る所得の金額の合算額が、地方税法第31 4条の2第2項に掲げる金額を超えない 世帯に係る保険料の納付義務者

額を超えない世帯に係る保険料の納付義 務者

イに掲げる額に当該世帯に属する被保 険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被 保険者均等割額の算定の対象とされるも のの数を乗じて得た額と口に掲げる額と を合算した額

- イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割の保険料率に10分の7を乗じ て得た額
- ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平 等割の保険料率に10分の7を乗じて 得た額

(2) • (3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

イに掲げる額に当該世帯に属する被保 険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被 保険者均等割額の算定の対象とされるも のの数を乗じて得た額と口に掲げる額と を合算した額

- イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割の保険料率に10分の7を乗じ て得た額
- ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平 等割の保険料率に10分の7を乗じて 得た額

(2) • (3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、平成29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料 については、なお従前の例による。

議第10号

平成28年度美濃加茂市一般会計補正予算(第8号)

平成28年度美濃加茂市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322,193千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,093,215千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。 (地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2, 569, 461	41, 425	2, 610, 886
	1 国庫負担金	1, 773, 776	9, 400	1, 783, 176
	2 国庫補助金	782, 555	32, 025	814, 580
15 県支出金		1, 270, 779	5, 091	1, 275, 870
	1 県負担金	753, 312	4,700	758, 012
	2 県補助金	372, 926	391	373, 317
16 財産収入		57, 109	17, 538	74, 647
	1 財産運用収入	46, 589	17, 538	64, 127
17 寄附金		804, 149	200, 030	1, 004, 179
	1 寄附金	804, 149	200, 030	1, 004, 179
19 繰越金		1, 785, 100	28, 709	1, 813, 809
	1 繰越金	1, 785, 100	28, 709	1, 813, 809
21 市 債		1, 574, 900	29, 400	1, 604, 300
	1 市 債	1, 574, 900	29, 400	1, 604, 300
歳入	合 計	21, 771, 022	322, 193	22, 093, 215

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3, 934, 590	293, 324	4, 227, 914
	1 総務管理費	3, 420, 468	293, 324	3, 713, 792
3 民生費		6, 997, 721	28, 838	7, 026, 559
	1 社会福祉費	3, 725, 523	21, 420	3, 746, 943
	2 児童福祉費	2, 936, 766	30	2, 936, 796
	3 生活保護費	335, 232	7, 388	342, 620
5 農林業費		617, 265	31	617, 296
	1 農業費	432, 677	31	432, 708
歳出	合 計	21, 771, 022	322, 193	22, 093, 215

第2表

繰越明許費補正

(追加)

款	項	事	業	名	金	額
2 総務費	1 総務管理費	旧伊深	村役場庁舎改作	修事業		千円 67,710

第 3 表

地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧伊深村役場庁舎改修事業	千円 29,400	証書借入	年1.8%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 借入先と協定するものに よる。ただし、市財政の 都合により繰上償還若し くは低利に借換えするこ とができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2, 569, 461	41, 425	2, 610, 886
15 県支出金	1, 270, 779	5, 091	1, 275, 870
16 財産収入	57, 109	17, 538	74, 647
17 寄附金	804, 149	200, 030	1, 004, 179
19 繰越金	1, 785, 100	28, 709	1, 813, 809
21 市 債	1, 574, 900	29, 400	1, 604, 300
	04 554 000	222.152	00,000,05
歳入合計	21, 771, 022	322, 193	22, 093, 215

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	ā†
2 総務費	3, 934, 590	293, 324	4, 227, 914
3 民生費	6, 997, 721	28, 838	7, 026, 559
5 農林業費	617, 265	31	617, 296
歳 出 合 計	21, 771, 022	322, 193	22, 093, 215

(単位:千円)

	補正	額 の 財	源内訳	
特		財		
国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
32, 025		29, 400	216, 253	15, 646
9, 400	5, 091		1, 284	13, 063
			31	
			:	
		:		
41, 425	5, 091	29, 400	217, 568	28, 709

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

		款 項 目	補正前の額	補正額	計
4		国庫支出金	2, 569, 461	41, 425	2, 610, 886
1		国庫負担金	1, 773, 776	9, 400	1, 783, 176
	1	民生費国庫負担金	1, 771, 648	9, 400	1, 781, 048
2		国庫補助金	782, 555	32, 025	814, 58
	1	総務費国庫補助金	26, 671	32, 025	58, 69
	1,110,000,000,000,000,000,000,000,000,0				
	Control of the Contro				

節	-	· ·	
区分	金 額	100 973	
1 社会福祉費 負担金	9, 400	1 介護給付費負担金	
2 総務管理費 補助金	32, 025	1 地方創生拠点整備交付金(旧伊深村役場庁舎改修事業)	

(款) 15 県支出金 (項) 1 県負担金

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
15			県支出金	1, 270, 779	5,091	1, 275, 870
	1		県負担金	753, 312	4, 700	758, 012
		1	民生費県負担金	711, 453	4, 700	716, 153
	2		県補助金	372, 926	391	373, 317
		2	民生費県補助金	255, 049	391	255, 440
		THE CONTRACT OF THE CONTRACT O				

節			(7-12111)
区分	金額	説	明
· 사 스크리크	, #00	4 A 246/A / Lidb As Jos A	
1 社会福祉費 負担金	4, 700	1 介護給付費負担金	
2 福祉医療費	391	1 福祉医療費助成事業運営費	
2 福祉医療費 補助金			
Ç			

(款) 16 財産収入 (項) 1 財産運用収入

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
16			財産収入	57, 109	17, 538	74, 647
	1		財産運用収入	46, 589	17, 538	64, 127
		2	利子及び配当金	33	16	49
		3	基金運用収入	16, 220	17, 522	33, 742
						navenii .

(単位:千円)

(款) 17 寄附金 (項) 1 寄附金

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
17			寄附金	804, 149	200, 030	1, 004, 179
	1		寄 附 金	804, 149	200, 030	1, 004, 179
		1	一般寄附金	800, 000	200,000	1, 000, 000
	Ventre	3	民生費寄附金	3, 011	30	3, 041
	111111111111111111111111111111111111111					

	ئــــا					

節		説	明
区分	金 額	p) u	91
			PORTLA - 1 - 1
1 一般寄附金	200, 000	1 一般寄附金	
1 児童福祉費 寄附金	30	1 児童福祉費寄附金	
1			
POTATO AND			
,			

(款) 19 繰越金 (項) 1 繰越金

		歉 項 目	補正前の額	補正額	計
19	,	繰越金	1, 785, 100	28, 709	1, 813, 809
	1	繰越金	1, 785, 100	28, 709	1, 813, 809
	1		1, 785, 100	28, 709	1, 813, 809

節	j		(— 1 4 4 /
区分	金 額	説	明
1 繰 越 金	28, 709	1 前年度繰越金	<u></u>
	-		
	Y TORRESPONDENT TO THE TORRESP		

(款) 21 市 債 (項) 1 市 債

			款 項 目	補正前の額	補正額	함
21			市 債	1, 574, 900	29, 400	1, 604, 300
	1		市 償	1, 574, 900	29, 400	1, 604, 300
	1	5	·····························			

節		説明
区分	金 額	67. 571
1 総務管理債	29, 400	1 地方創生拠点整備交付金事業(旧伊深村役場庁舎改修事業)
THE PARTY OF THE P		

2		
HIDWAYI.		

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

		快/	1 秘伤官埋貨	417400	- خليل	- dest	=1	補正額の	財源内訳
		款	項 目	補正前の額	補	正額	計	特定財源	一般財源
2			総務費	3, 934, 590		293, 324	4, 227, 914	277, 678	15, 646
	1		総務管理費	3, 420, 468	2	293, 324	3, 713, 792	277, 678	15, 646
		3	財政管理費	967, 605		14, 071	981,676	財産収入 14,071	
		5	財産管理費	320, 998		1, 405	322, 403	財産収入 1,405	
		6	企 画 費	1, 095, 399	2	210, 063	1, 305, 462	財産収入 702 寄附金 200,000	9, 361
		7	市くお進	53, 302		67, 785	121, 087	国庫支出金 32,025 市債 29,400 財産収入 75	6, 285

				節		1			(子匹・111)
	区	 5	分	金	額	説	明	備	考
25	積	立	金		14, 071	財政調整基金積立金減債基金積立金	12, 408 1, 663	財政管理事業	14, 071
	積	立	金		1, 389	庁舎建設基金積立金		財産管理事務費	費 1,405
28	繰	出	金		16	土地開発基金繰出金			
	報	償	費		100,000	ふるさと納税返礼品		│ ふるさと納税抗 長良川鉄道経営	推進事業 200,702 第安定支援事業
11	需	用	費		350	消耗品費 印刷製本費	211 139		9, 361
12	役	務	費		22, 650	郵便料 ふるさと納税代理納付 料	1,050 システム利月 21,600	∄ [
19	負担助金	担金、 及び3	—— 補 交付		9, 361	長良川鉄道経営安定対	策補助金		
25	積	立	金		77, 702	ふるさと納税基金積立	.金	_	
8	報	償	費		50	講座講師謝礼		旧伊深村役場片 国際交流事業	宁舎改修事業 67,710
11	需	用	費		860	消耗品費 印刷製本費 光熱水費	650 200 10		75
13	委	託	料		11,600	記録用撮影・DVD作 旧伊深村役場庁舎改修 旧伊深村役場庁舎改修	成 500 設計 6,500 設計監理 4,600		
15	ΤĮ	事請負	負費		51, 100	旧伊深村役場庁舎改修 議会棟・便所解体	48, 600 2, 500		
18	備品	品購え	人費		4, 100	机・椅子等			:
25	積	立	金		75	国際交流基金積立金			
Ц				}				1	

(款) 3 民 生 費 (項) 1 社会福祉費

		·快)						補正額の	 財源内訳
		款	項目	補正前の額	補正	額	計	特定財源	一般財源
3			民生費	6, 997, 721	28	3, 838	7, 026, 559	15, 775	13, 063
	1		社会福祉費	3, 725, 523	2:	1, 420	3, 746, 943	15, 745	5, 675
		1	社会福祉総 務費	682, 990		1, 254	684, 244	財産収入 1,254	
		-5	自立支援費	924, 318	18	3, 800	943, 118	国庫支出金 9,400 県支出金 4,700	4, 700
		6	福祉医療費	594, 564	-	1,366	595, 930	県支出金 391	975
	2		児童福祉費	2, 936, 766		30	2, 936, 796	30	
		4	保育園施設 費	701, 448		30	701, 478	寄附金 30	
	3		生活保護費	335, 232	ŗ	7, 388	342, 620		7, 388
		1	生活保護総 務費	38, 361]	1, 024	39, 385	·	1, 024
		3	生活困窮者自立支援費	21,084	•	3, 364	27, 448		6, 364

Î		説明	備考
区分	金額	就 奶	\#\ *\
		*************************************	110
25 積 立 金	1, 254	福祉基金積立金	市民福祉事務費 1,254
20 扶 助 費	18, 800	介護給付費	自立支援費介護給付事業 18,800
		-104	
12 役 務 費	1 266	**************************************	石处压炼技术中次手术中带 1 000
12 饮 捞 實	1, 366	審査手数料	福祉医療審査事務委託事業 1,366
 11 需 用 費	30	消耗品費	山之上保育園 30
	30	(日本600)	四尺工術月園 50
23 償還会 利	1, 024	国庫負担金返還金	生活保護事務費 1,024
23 償還金、利 子及び割引 料	1,024	四年外に並んを並	工证 / 1,024
1 '			
23 償還金、利	6, 364	国庫負担金返還金	生活困窮者自立支援事業 6,364
23 償還金、利 子及び割引 料	,		
. ,			
!			
:			

(款) 5 農林業費 (項) 1 農 業 費

г		項)	1 農 莱 費	T				1		
		款	項目	補正前の額	補	正	額	計	補正額の	財源内訳
		7,51	Х Н	111111111111111111111111111111111111111	160	,11	PX	, HE	特定財源	一般財源
5			農林業費	617, 265			31	617, 296	31	
	1		農業費	432, 677			31	432, 708	31	
		6	農地費	304, 656			31	304, 687	財産収入 31	
									:	

節		説明	備考		
区分	金 額	MI '73	מים מוע		
25 積 立 金	31	ふるさと水基金積立金	農業用施設事業 31		

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及 び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

	前前年度末現	前年度末現在	当該年度中増減見込み		当該年度末現
区 分	在高	高見込額	当該年度中	当該年度中元	在高見込額
			起債見込額	金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	6,719,471	6,506,358	898,600	791,486	6,613,472
(1) 総 務	182,623	158,926	38,800	23,953	173,773
(2) 民 生	136,612	96,557		31,833	64,724
(3) 衛 生					
(4) 農 林	506,536	425,283		67,326	357,957
(5) 商 工	35,256	18,956		2,570	16,386
(6) 土 木	3,447,486	3,102,189	306,200	460,814	2,947,575
(7) 消 防	108,748	101,212	25,800	17,513	109,499
(8) 教 育	2,302,210	2,603,235	527,800	187,477	2,943,558
2 災害復旧債					
(1)補助災害					
(2) 単独災害					
3 そ の 他	7,886,486	8,041,432	820,000	733,407	8,128,025
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	506,133	423,071		84,270	338,801
(3) 財源対策債等	667,205	528,815		124,985	403,830
(4) 臨時財政対策債	6,713,148	7,089,546	820,000	524,152	7,385,394
合 計	14,605,957	14,547,790	1,718,600	1,524,893	14,741,497

_	1	0	3	_

議第11号

平成28年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算(第2号)

平成28年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,348千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,604,895千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 財産収入		1,650	1, 348	2, 998
	1 財産運用収入	1,650	1, 348	2, 998
歳入	合 計	6, 603, 547	1, 348	6, 604, 895

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 基金積立金		1,650	1, 348	2, 998
	1 基金積立金	1,650	1, 348	2, 998
歳出	合 計	6, 603, 547	1, 348	6, 604, 895

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 財産収入	1, 650	1,348	2, 998
歳入合計	6, 603, 547	1, 348	6, 604, 895

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
9 基金積立金	1,650	1, 348	2, 998
9 基金積立金	1,650	1, 348	2, 998
歳 出 合 計	6, 603, 547	1, 348	6, 604, 895

(単位:千円)

	補	Œ	額	の	財	源	内	訳	
国庫支出金	県支出金		療糸	於付金	È	2	その他		保険料
							1,	348	
		ĺ							
		-					1 (210	
		_					Ι, ι	348	

2 歳 入

(款) 8 財産収入 (項) 1 財産運用収入

		頃 <i>)</i>	款 項 目	補正前の額	補正額	計
8			財産収入	1,650	1, 348	2, 998
	1		<u> </u>			
	1	2	財産運用収入 基金運用収入	1,650 1,650	1,348	2, 998 2, 998

(国民健康保険会計)

節		設地	明
区分	金 額	R/U	71
	***	11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	70
1 基金利子	1, 348	1 基金利子	
-			

		•	
	and Additional and Ad		
	TO ALLEAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A		

3 歳 出

(款) 9 基金積立金 (項) 1 基金積立金

款		374	T# #	はて光の佐	4-12-		发百 三山		補正額の	財源内訳
		款	項目	補正前の額	補	Œ	額	計		保険料
9			基金積立金	1, 650		1	, 348	2, 998	1,348	
4	1		基金積立金	1, 650		1	, 348	2, 998	1, 348	
9		1				1				
		and the second s								

(国民健康保険会計)

É	Á	説	明		備	考
区分	金 額	IV4			vrti	· J

25 積 立 金	1, 348	財政調整基金積立金		財政調整基	金積立事業	€ 1,348
						•
•						

議第12号

平成28年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第3号)

平成28年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,883,014千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正(保険事業勘定)」による。

平成29年2月28日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正(保険事業勘定)

1 歳 入

款		項	補正前の額	補 正 額	ā+
6 財産収入			950	1, 025	1, 975
		1 財産運用収入	950	1, 025	1, 975
歳	入	승 카	3, 881, 989	1, 025	3, 883, 014

2 歳 出 (単位:千円)

款項		補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		59, 608	1,025	60, 633
	1 基金積立金	59, 608	1,025	60, 633
歳出	合 計	3, 881, 989	1,025	3, 883, 014

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 財産収入	950	1,025	1, 975
歳入合計	3, 881, 989	1,025	3, 883, 014

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	듄1.
			āl
4 基金積立金	59, 608	1, 025	60, 633
4 基金積立金	59, 608	1,025	60, 633
歳 出 合 計	3, 881, 989	1,025	3, 883, 014

4.4.0

	補	Œ	額	の	財	源	内	訳	
国庫支出金	県支出金		基金	交付金	È	- 7	その他		保険料
					į		1,	025	
					1				
 - - -									

							1, ()25	

2 歳 入

(款) 6 財産収入 (項) 1 財産運用収入

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
6			財産収入	950	1, 025	1, 975
	1		財産運用収入	950	1, 025	1, 975
0	1	1				.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

(介護保険会計(保険事業勘定))

節		説	明
区 分	金 額	Đζ	177
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1 基金利子	1, 025	1 基金利子	
		•	
THE CONTRACT OF THE CONTRACT O			
	·		
	30		
AMA .			
	and the state of t		

3 歳 出

(款) 4 基金積立金 (項) 1 基金積立金

		- (J)	1 基金積立金		والما		alarm.	-1	補正額の	財源内訳
		款	項 目	補正前の額	補	正	額	計		保険料
4			基金積立金	59, 608		1	, 025	60, 633	1, 025	
	1		基金積立金	59, 608		1	, 025	60, 633	1, 025	
	1	1				1				

(介護保険会計(保険事業勘定))

		í	(fi		크 [ૂ]	n a		/# :	考	
区	5	÷	金	額	説	明		備	75	
				ļ						
						"				
25 積	立	金		1, 025	介護給付費準備基金程	f立金	介護給付	費準備基金和	貴立金	1, 025
						Ę				
				1						
										1

議第13号

平成28年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算(第2号)

平成28年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,469千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ530,950千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月28日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計		
1 後期高齢者医療保険料		383, 485	9, 469	392, 954		
灰 科	1 後期高齢者医療保 険料	383, 485	9, 469	392, 954		
歳 入	合 計	521, 481	9, 469	530, 950		

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計		
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		498, 916	9, 469	508, 385		
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	498, 916	9, 469	508, 385		
歳 出	合 計	521, 481	9, 469	530, 950		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	383, 485	9, 469	392, 954
歳入合計	521, 481	9, 469	530, 950
//X /\ □ □ □	521, 401	3, 409	

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納 付金	498, 916	9, 469	508, 385
歳 出 合 計	521, 481	9, 469	530, 950

	補	Œ	額	の	財	源	内	訳	
国庫支出金	県支出金					7	その他		保険料
									9, 469
								- Testing	
-									
									9, 469

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料 (項) 1 後期高齢者医療保険料

被 項 目 補正前の額 補 正 額 計	Г	(現) 1 後期前即有 医療体膜科											
1 後期高齢者医療保険料 383,485 9,469 392,954					款 項 目	補正前の額	補	Œ	額	計			
		1			後期高齢者医療保険料	383, 485			9, 469	392, 954			
2 普通徴収保険料 127.256 9,469 136,725		1 後期高齢者医療保険料			後期高齢者医療保険料	383, 485			9, 469	392, 954			
				2	普通徵収保険料	127, 256		***************************************	9, 469	136, 725			
										And the state of t			
						ļ							

(後期高齢者医療会計)

節		説	明
区 分	金 額	成石	נקי
1 普通徵収保 険料現年度 分	9, 469	1 普通徵収保険料	
The state of the s			
	The state of the s		
Transfer of the state of the st			
	er e		

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(元)				区原丛戏座日和1			補正額の財源内訳			
		款	項目	補正前の額	補正	正	額	計		保険料
2			後期高齢者 医療広域連 合納付金	498, 916		9,	469	508, 385		9, 469
	1		後期高齢者 医療広域連 合納付金	498, 916	ı	9,	469	508, 385		9, 469
		1	合納付 後療納付 金 老連 者連 者連	498, 916		9,	469	508, 385		9, 469

(後期高齢者医療会計)

ĺ (t			(年位,1円)		
区分	金 額	説明	備考		

	9, 469	広域連合保険料等負担金	後期高齢者医療広域連合納付金 9,469		
		·			
	:				
:					
			,		
		-			

議第14号

平成29年度美濃加茂市一般会計予算

平成29年度美濃加茂市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,770,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。 (地方債)
- 第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成29年2月28日提出

議第15号

平成29年度美濃加茂市国民健康保険会計予算

平成29年度美濃加茂市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,545,761千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費 の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
 - (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月28日提出

議第16号

平成29年度美濃加茂市介護保険会計予算

平成29年度美濃加茂市の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定は3,885,7 56千円、介護サービス事業勘定は5,774千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算(保険事業勘定)」及び「第2表 歳入歳出予算(介護サービス事業勘定)」に よる。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
 - (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月28日提出

議第17号

平成29年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算

平成29年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ544,510千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成29年2月28日提出

議第18号

平成29年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算

平成29年度美濃加茂市の介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計の予算は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,867千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月28日提出

議第19号

平成29年度美濃加茂市古井財産区会計予算

平成29年度美濃加茂市の古井財産区会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,001千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月28日提出

議第20号

平成29年度美濃加茂市山之上財産区会計予算

平成29年度美濃加茂市の山之上財産区会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,022千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月28日提出

議第21号

平成29年度美濃加茂市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度美濃加茂市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水	戸	数	1	6,	952戸
(2)	年間総	配水	量	6, 64	6,	$0\ 0\ 0\ m^{\!\scriptscriptstyle 3}$
(3)	一日平均	匀配水	量	1	8,	$2~0~8~\text{m}^3$

(4) 主な建設改良事業

配水設備拡張事業82,293千円配水設備改良事業528,890千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入		
第1款	水道事業収益		1,	553,	888千円
第1項	営業収益		1,	294,	835千円
第2項	営業外収益			259,	053千円
		支	出		
第1款	水道事業費用		1,	422,	384千円
第1項	営業費用		1,	366,	750千円
第2項	営業外費用			50,	6 3 4 千円
第3項	予 備 費			5,	000千円
(資本的収入及び支出)					

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額557,191千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,710千円、減債積立金97,760千円及び過年度分損益勘定留保資金422,721千円で補てんするものとする。)。

		収	入		
第1款	資本的収入			154,	933千円
第1項	工事負担金			22,	000千円
第2項	分 担 金			69,	433千円
第3項	補助金			63,	500千円
		支	出		
第1款	資本的支出			712,	124千円
第1項	建設改良費			614,	3 6 4 千円

第2項 企業債償還金

97,760千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流 用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経 なければならない。
 - (1) 職員給与費

92,240千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成29年2月28日提出

議第22号

平成29年度美濃加茂市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度美濃加茂市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによ る。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数

13,150戸

(2) 年間総排水量

 $4, 682, 730 \,\mathrm{m}^3$

(3) 一日平均排水量

 $12, 829 \,\mathrm{m}^3$

(4) 主な建設改良事業

汚水管渠整備事業費

99,520千円

雨水管渠整備事業費

79,000千円

雨水ポンプ場整備事業費 59,055千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収

入

第1款 下水道事業収益

2, 338, 726千円

第1項 営業収益

885,871千円

第2項 営業外収益

1, 452, 855千円

出 支

第1款 下水道事業費用

2, 338, 726千円

第1項 営業費用

1,908,596千円

第2項 営業外費用

429,120千円

第3項 特別損失

10千円

第4項 予備費

1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資 本的支出額に対し不足する額630、649千円は、当年度分消費税及び地方消 費税資本的収支調整額3,863千円、減債積立金61,935千円、過年度分 損益勘定留保資金83,803千円、当年度分損益勘定留保資金481,048 千円で補てんするものとする。)。

> 灯 入

第1款 資本的収入

1,082,666千円

第1項 企業債

816,700千円

第2項 負担金

210,996千円

第3項 分担金

970千円

第4項 補助金

54,000千円

支 出

第1款 資本的支出

1,713,315千円

第1項 建設改良費

267,215千円

第2項 企業債償還金

1,446,100千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

起債の目的	限度額	起債の	利率	償還の方法
た頃の日刊	(千円)	方法	一	順速の力伝
建設改良	116, 700	証書借入	年1.8%	政府資金については、その融資条件により、
定队以及	110, 700		以内	銀行その他の場合にはその借入先との協定に
資本費平準化	区準化 700,000			よる。ただし、企業財政の都合により繰上償
貝本負十中化	700,000			還若しくは低利に借換えすることができる。
計	816, 700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 収益的支出 第1項 営業費用 第2項 営業外費用 第3項 特別損失
 - (2) 資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流 用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経 なければならない。
 - (1) 職員給与費

54,440千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70,747千円である。 (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,600千円と定める。

平成29年2月28日提出

議第23号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

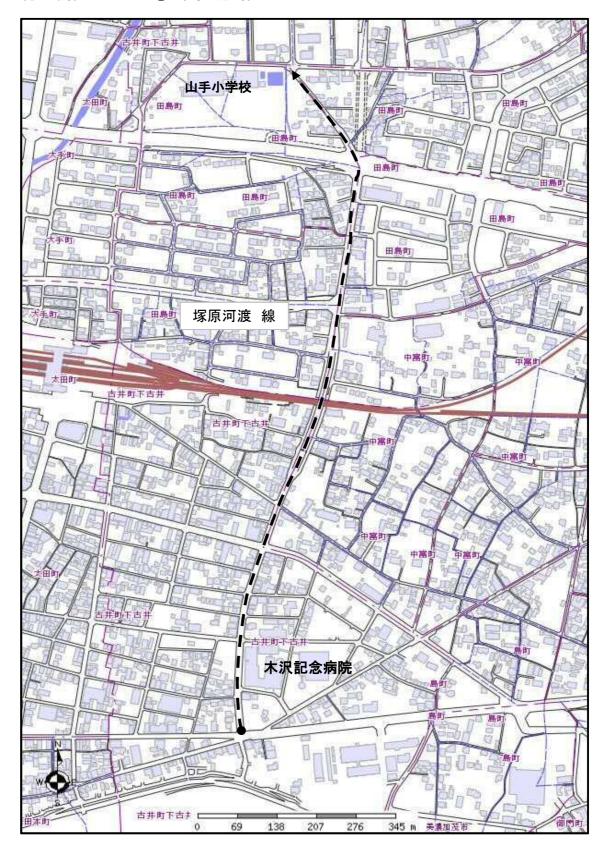
平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

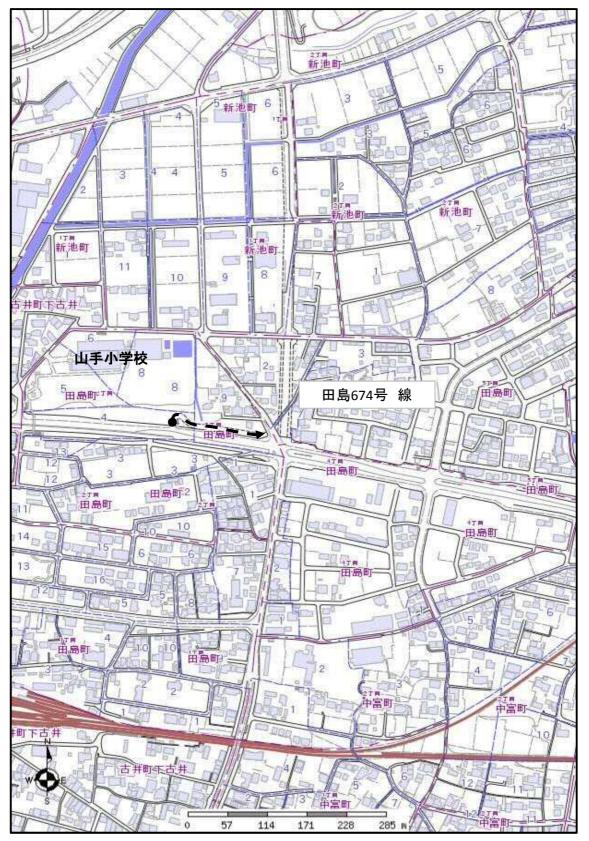
番	取 ú 夕	起	点	重要な	
号	路線名	終	点	経過地	
1 经压汽流炉		美濃加茂市古井町下古井252番地先			
1	塚原河渡線	美濃加茂市田島町2丁目字	平河渡3275番1地先		
2	O 四自C74日始	美濃加茂市田島町2丁目字	平河渡3276番1地先		
	田島674号線	美濃加茂市田島町2丁目字	安下3210番2地先		
3	 田島150号線	美濃加茂市田島町3丁目字	平手2120番11地先		
3 四局130万隊		美濃加茂市田島町3丁目字	平手2043番14地先		
4	諸田62号線	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字	型人468番1地先		
		美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字	上山崎328番2地先		

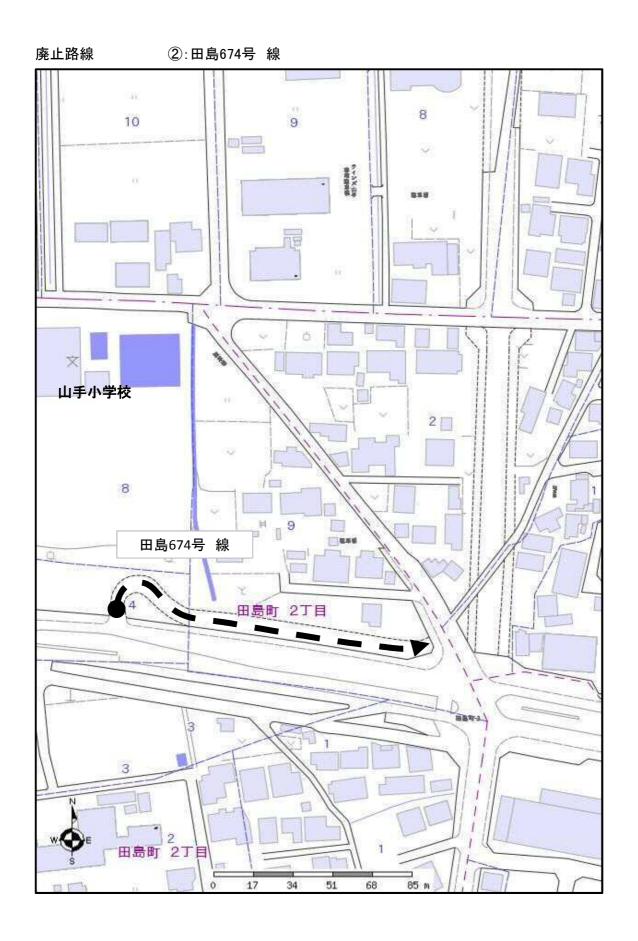
廃止路線 ①:塚原河渡線





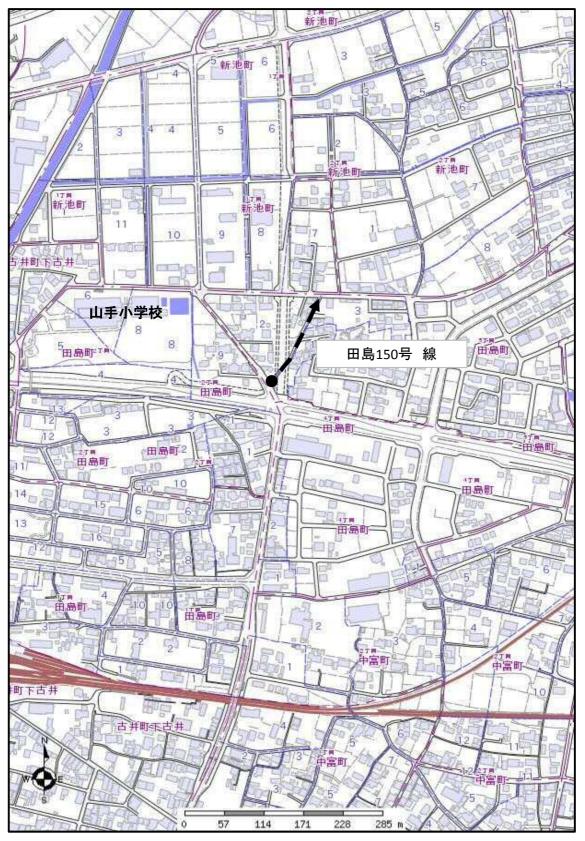
②:田島674号 線



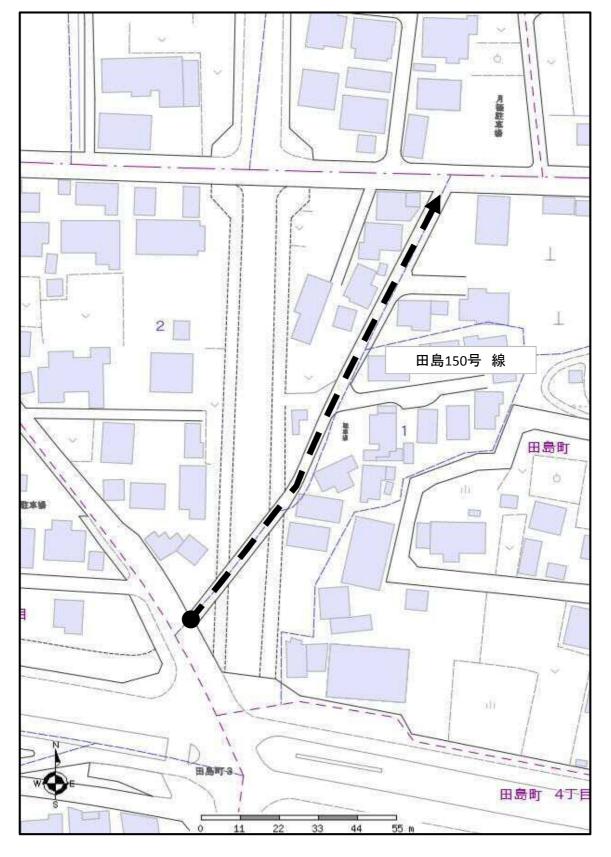




③:田島150号 線



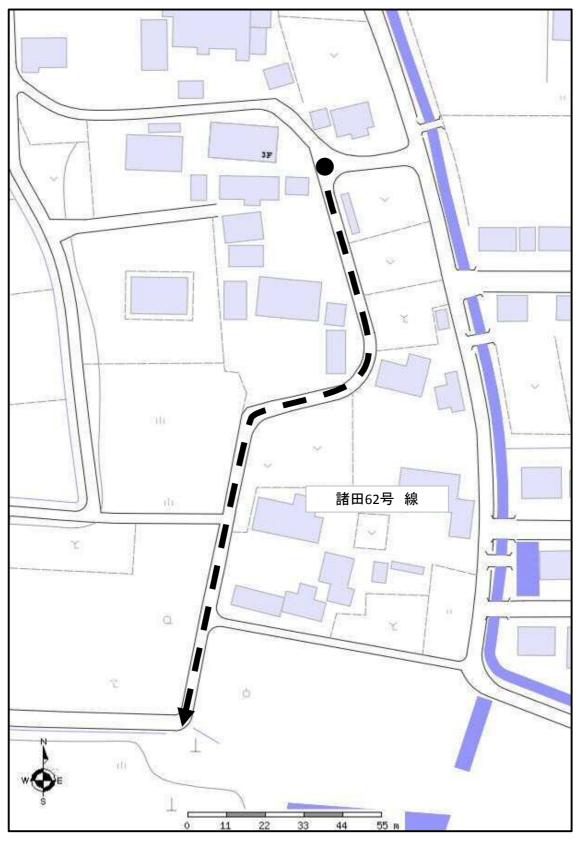
廃止路線 ③:田島150号 線







廃止路線 ④:諸田62号 線



議第24号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記のとおり 市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

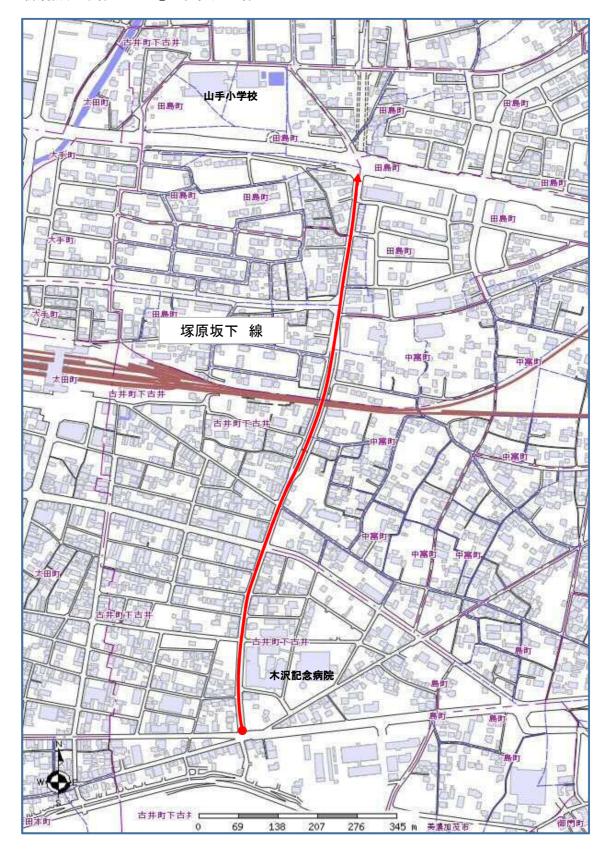
平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

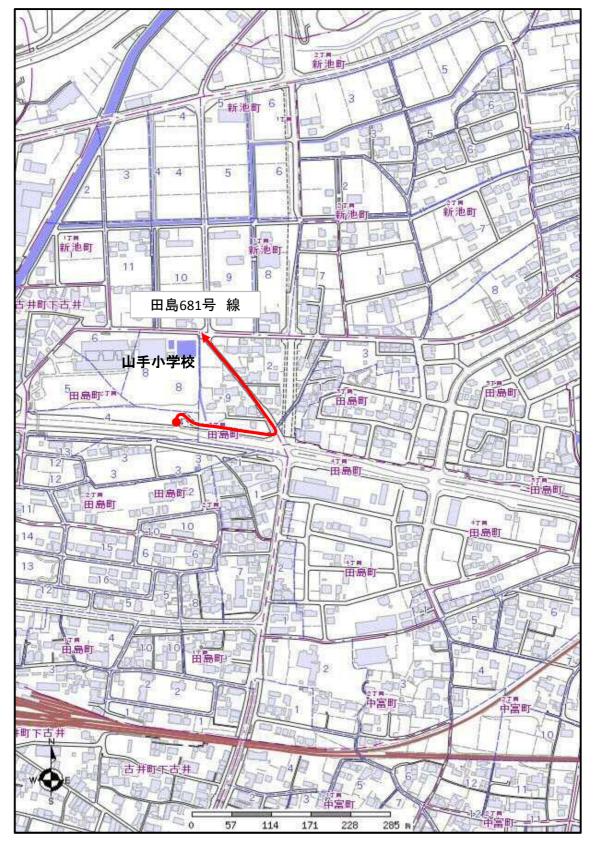
記

番	路線名	起	点	重要な
号	始脉石	終	点	経過地
1	塚原坂下線	美濃加茂市古井町下古井252番地先		
		美濃加茂市田島町2丁目等	字坂下3207番2地先	
2	O 四自CO1日始	美濃加茂市田島町2丁目等	字河渡3276番1地先	
	田島681号線	美濃加茂市田島町2丁目等	字河渡3275番1地先	
3	 田島682号線	美濃加茂市田島町3丁目等	字平手2044番1地先	
J		美濃加茂市田島町3丁目等	字平手2089番1地先	
4 諸	諸田562号線	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋等	字里八468番1地先	
4 珀田 3 0 2 万脉		美濃加茂市蜂屋町中蜂屋等	字奥村457番1地先	

新規認定路線 ①:塚原坂下線



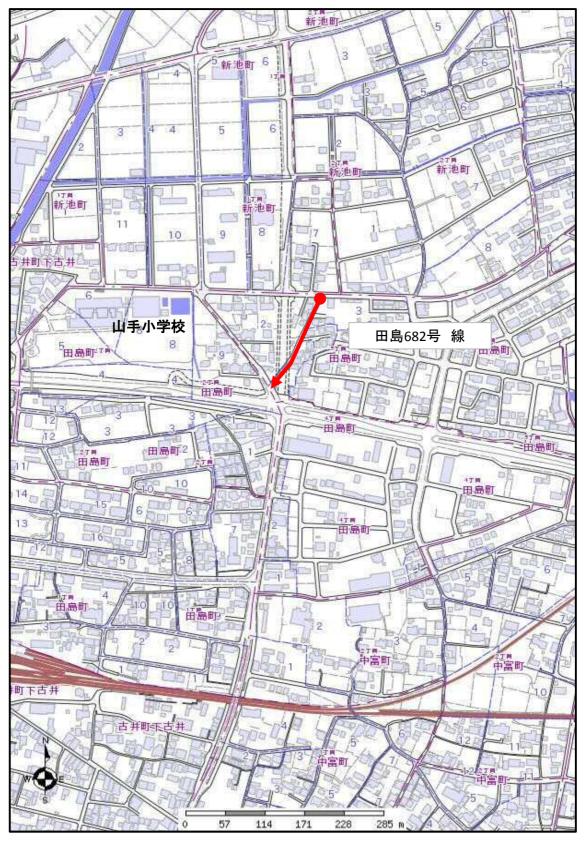
新規認定路線 ②: 田島681号 線



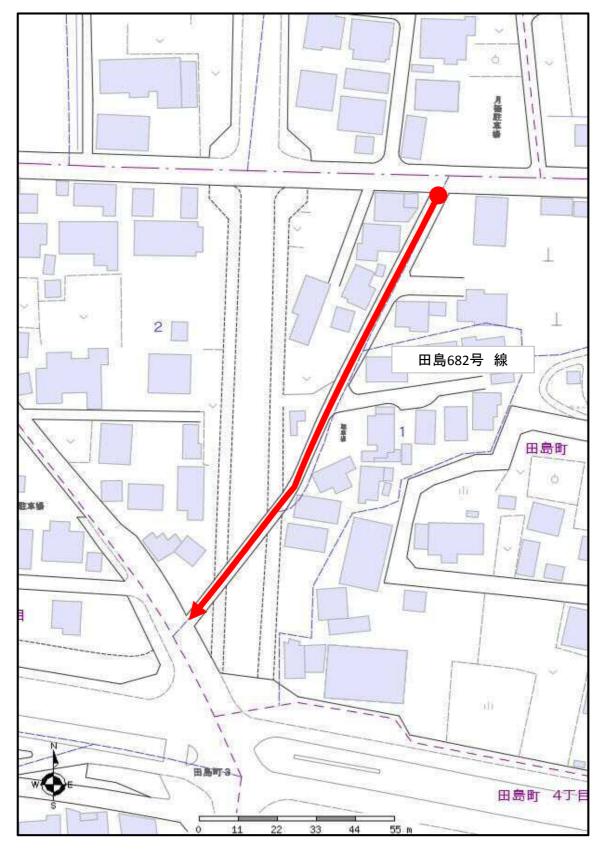
新規認定路線 ②:田島681号 線



新規認定路線 ③:田島682号 線



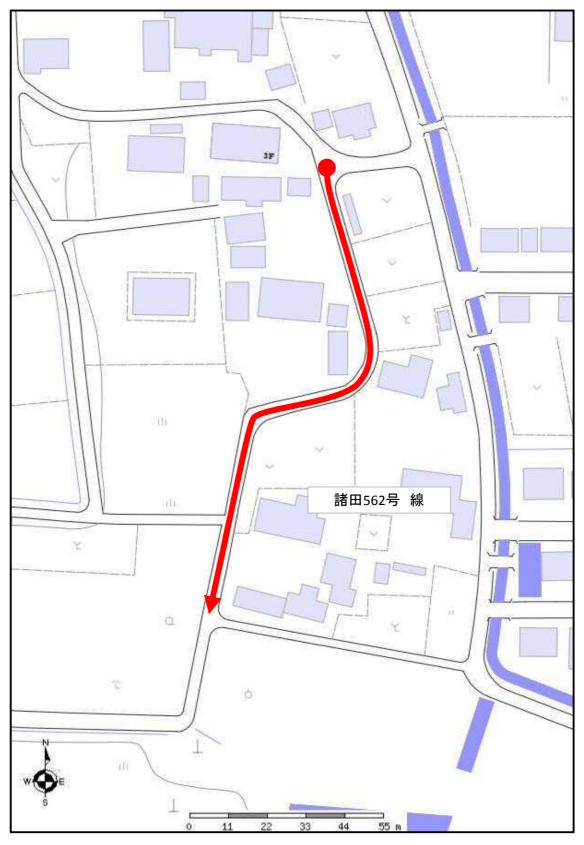
新規認定路線 ③:田島682号 線



新規認定路線 ④:諸田562号 線



新規認定路線 ④:諸田562号 線



議第25号

可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について

平成29年3月31日限り可茂広域行政事務組合を解散することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、可茂広域行政事務組合規約(平成7年岐阜県指令可総第17号)第2条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

議第26号

可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

平成29年3月31日限り可茂広域行政事務組合を解散することに伴う財産処分について下記のとおり定めることに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、可茂広域行政事務組合規約(平成7年岐阜県指令可総第17号)第2条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

可茂広域行政事務組合の財産及びその処分の方法は、次のとおりとする。

名 称	金額	処分の方法	
可茂ふるさと基金	48, 080, 000 円	基金の全額を岐阜県知事に返	
		還する。	
財政調整基金	3, 979, 057 円	平成28年度の可茂広域行政	
		事務組合総務費分担金の算出	
		方法により算出した額を関係	
		市町村に帰属する。	
		美濃加茂市 760,670円	
		可児市 1,229,278円	
		坂祝町 217,642円	
		富加町 197,621円	
		川辺町 260,158円	
		七宗町 199,130円	
		八百津町 300,105円	
		白川町 289,608円	
		東白川村 175, 269 円	
		御嵩町 349,576 円	

議第27号

可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

平成29年3月31日限り可茂広域行政事務組合を解散することに伴う事務の承継について下記のとおり定めることに関し、可茂広域行政事務組合規約(平成7年岐阜県指令可総第17号)第2条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同規約第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村及び御嵩町(以下「関係市町村」という。)並びに可茂衛生施設利用組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児市・御嵩町中学校組合、美濃加茂市富加町中学校組合(以下「関係一部事務組合」という。)は、可茂広域行政事務組合(以下「組合」という。)の解散に伴い、その事務について、次のとおり承継する。

- 1 公用文書に関する事項
 - 組合が保有する公平委員会の事務に関する文書は、組合が解散後に設置される可茂広域公平委員会が承継し、それ以外の文書は美濃加茂市が承継する。
- 2 歳計現金に関する事項 組合の歳計現金は、平成28年度可茂広域行政事務組合総務費分担金を算出する際に用いる割合に基づき関係市町村が承継する。
- 3 公平委員会に関する事項 組合で共同処理している公平委員会の事務は、組合が解散後に設置される可茂 広域公平委員会が承継する。
- 4 組合の決算の承継に関する事項
 - 解散した組合の決算は、美濃加茂市において調製するものとし、組合の決算の 審査及び認定は、関係市町村及び関係一部事務組合においてそれぞれ行うものと する。
- 5 その他の事務の承継に関する事項
 - (1) 平成29年3月31日に組合が保有する現金及び債務その他組合に帰属する 事務(前4項を除く。)の全ては、美濃加茂市が承継する。

- (2) 美濃加茂市は、前号により承継した債務の履行(以下「清算」という。)を行うものとする。
- (3) 美濃加茂市は、清算に係る収支報告書を調製しなければならない。
- (4) 美濃加茂市は、清算に係る収支を含んだ額による決算の認定を受けたときは 当該認定された議会の議決を証する書面及び前号の収支報告書を関係市町村及 び関係一部事務組合に送付しなければならない。

議第28号

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定により、電子情報処理による戸籍事務の委託に関し、各務原市、山県市及び下呂市と次の規約により協議することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

- 第1条 山県市、下呂市及び美濃加茂市(以下「委託市」という。) は、次に掲げる 事務(以下「委託事務」という。) の管理及び執行を各務原市(以下「受託市」と いう。) に委託する。
 - (1) 戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第68条に規定する戸籍事務を処理し、戸籍データを格納する電子情報処理装置(以下「処理装置」という。)の保守、運用及び更新に関する事務
 - (2) 処理装置に係る周辺機器の保守、運用及び更新に関する事務
 - (3) 処理装置に係る電子情報処理組織の保守、運用及び更新に関する事務 (管理及び執行の方法)
- 第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、受託 市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。 (経費の負担)
- 第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託市の負担とし、受託市に支払うものとする。
- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、受託市の長と委託市の長との協議により定めるものとする。この場合において、受託市の長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を委託市の長に送付しなければならない。
- 3 第1項の経費の負担については、受託市と委託市との間でその基本的な算出方 法を定めるものとする。

(予算の執行)

- 第4条 受託市の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、 受託市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。
- 2 各年度において委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、委託市が負担すべきものについて、委託市が受託市に支払った額に過不足があるときは、翌年度に委託市が負担すべき額において、これを調整するものとする。

(管理及び執行状況の通知)

第5条 受託市の長は、毎年度決算が確定したときは、速やかに委託事務の管理及 び執行の状況を委託市の長に通知するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 受託市の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項 の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する 部分を委託市の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 受託市の長は、委託事務について連絡調整を図るため、委託市の長と年1 回連絡会議を開くものとする。ただし、受託市の長が必要と認める場合又は委託 市の長の申出がある場合は、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定・改廃の場合の措置)

- 第8条 受託市の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新た に制定し、又は改廃した場合は、直ちにこれを委託市の長に通知するものとする。 (委任)
- 第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項 は、受託市の長と委託市の長が協議して定める。

附則

- 1 この規約は、平成25年2月12日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び 執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、受託市の長がこれを決算 する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかにこれを精算す るものとする。

附則

この規約は、平成30年2月13日から施行する。

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所氏 名

氏 名 西田正幸

生年月日

